

マルサス『人口論』から見た J. S. ミルとG. ドライズデール

柳田芳伸

I. 課題

『人口論』を中軸に据えたマルサスの本格的な研究者でもあったボナー (James Bonar, 1853-1941) の見立てに沿えば、新マルサス主義者は「マルサスの子ではなく、ロバート・オウエン (Robert Owen, 1771-1858) の子であろう」¹⁾とされている。その後、この診断はほぼ踏襲されてきているように推される²⁾。しかし、岡崎文規 (1895-1979年) は次のように、批評している。新マルサス主義者は「ボナーの言えるが如く、オウエンに源を発しているかどうかは、さらに検討を加えた後でなければ、断定できないが、マルサスは新マルサス主義者の唱導者でなかったことは確かな事実である。むしろ、彼はその反対を支持していたとさえ考えられる」³⁾。これは実に当を得た適評ではあるが、十分ではないと考える。ボナーがその際に証左として挙げている事由は、「新マルサス主義者は、初版『人口論』で解明された世界人口の『最終原因 (final cause)』に関するマルサスの神学的形而上学的見解と一致しない」⁴⁾ということであり、この点がより強く意識され、掘り下げなければならぬであろう。

平易に言い換えるなら、マルサスは神学的功利主義に立って、親人口主義 (pro-population)⁵⁾、すなわち富の増進に伴った「健康で、有徳な、かつ幸福な人口」の緩やかな増加を希求してやまなかつたのである。本稿では、従来の定説である下層階級の婚姻内における避妊の社会化を通しての生活向上という視点だけにとらわれず、上のような観点を加味、重視しながら、ミル (John Stuart Mill, 1806-73) やドライズデール (George Drysdale, 1824-1904) によるマルサスの『人口論』批評を検討、詮索しようとするものである。また行論に際しては、これら3者が当時の女性が果たしていた役割をどのように看取り、それをどのように理解しようとしていたのかにも目を注ぎ、一考してみたい。別言するなら、いわゆるマルサス主義的結婚システムがJ. S. ミルやG. ドライズデールによっていかように受容、変容さ

れながら、弟ドライズデール（Charles Robert Drysdale, 1828-1907）へと継受され、新マルサス主義連盟の運動基調へと組み込まれていったかを辿り直してみたいのである。

本論に先立ち、不要な混乱を避けるために、まずはオウエンがどのような意味で新マルサス主義的な色合いを隠見させていたのかを一瞥しておきたい。オウエンは丁度ニュー・ラナークを訪れていたピクテ（Marc-Auguste Pictet, 1752-1825）教授〔ジュネーブ大学・自然哲学〕や、フランス学士院の終身書記であった著名な自然科学者キュヴィエ（Géorges Léopold Chrétien Frédéric Dagobert Cuvier, 1769-1832）と共に1818年の7月に初めてフランスに渡り、ピクテの通訳の下で6週間にわたってパリに滞在した後に、さらにジュネーブやドイツにも足を伸ばし、目的であったエクス・ラ・シャペル（アーヘン）での神聖同盟会議（10月1日～9日）に臨んだ⁶⁾。見過ごせないとするれば、その間に、オウエンが南フランスの農民から人口増加を回避する幾つかの見本〔避妊具〕を入手し⁷⁾、帰国後にそれらの使用をニュー・ラナークの共同体員間でも試そうとしていた点であろう⁸⁾。

そもそもオウエンは既存の牧師主導による結婚制度には猛反対していて、離婚をも盛り込んだ独自の「社会的結婚」を提唱していた⁹⁾。それに、他の合理主義者やロマン主義的急進主義者と同様に、「不本意な純潔と独身主義に対する強い嫌悪感を共有しており、性的な魅力を最初の絆の一つと見なしていた」¹⁰⁾。そうしたオウエンは従前からニュー・ラナークにおける「男女のふしだらな性交」には罰金をもって厳然と対処してきてはいたけれども¹¹⁾、なおも頭痛の種の1つではあった。しかしながら、「オウエンの共同体では、労働者階級は自己改善と自助の手段を提供されるはずで」¹²⁾、オウエン自身は究極的には「自覚的覚醒」の発生、浸透により自ずと解消されていく問題と展望していたのである¹³⁾。

いま仮に新マルサス主義をもって、「受胎防止の理論、必要性ならびにその実行方法を説明して、一般大衆、ことに貧民階層に普及させようとする1種の社会運動」¹⁴⁾と定義したなら、確かにオウエンよりも、ベンサム（Jeremy Bentham, 1748-1832）と親しかったミル（James Mill, 1773-1836）やプレース（Francis Place, 1771-1854）による著作にその先駆を見定められているのも無理からないことであろう¹⁵⁾。それに対し、オウエンの方はむしろウォーレス（Alfred Russel Wallace, 1823-1913）やベーベル（August Bebel, 1840-1913）のような社会主義的な社会における生産物の累進的增加や婦人による人格的陶冶の進展を主張した論者の1先行者として位置付けするのが相応しいように思われる¹⁶⁾。

Ⅱ. 条件付き親人口主義者マルサスは下層の早婚を「貧民（法）についての課題」（〔3〕Ⅲ144頁、Ⅳ85頁）として考察した

さらに焦点を絞り込みたい。すなわち、イリノイ州生まれの社会史家であるショーター（Edward Shorter, 1941-）が「産児制限のなかった時代の女性解放は出産率の飛躍的上昇をもたらし、産児制限の存在する時代の女性解放は出産率の低下をもたらした」とし、「産児制限の運動が、その下層への普及過程において、女性解放運動と交叉した点こそ」出産率低下の開始点であると主張している点¹⁷⁾に注目してみたい。こうした際に、しばしば注視されてきたのは、19世紀初めには産児制限の手段も中絶¹⁸⁾を除けば、「中断性交か母乳供給の継続くらいしか有効な避妊の手段がなかった」¹⁹⁾にもかかわらず、夫婦愛の広がりと共に1820年頃から19世紀後半まで普及していった²⁰⁾。また、その授乳期間は1年～1年3ヶ月と仮定されたりしているけれども²¹⁾、18世紀後期では8～10ヶ月であったと記されている²²⁾。さらに乳母の求人を見ると、生後3ヶ月までが多く、長くて6ヶ月までのようであった²³⁾。けれども、その後1844年にハンコック（Thomas Hancock, 1786-1865）によってゴムの加硫法に基づいた安価な一量産前には1個10ペンスだったのが2～6ペンスとなり、60年代には半ペンスとなった一コンドーム（sheath）が出回り始め、かつ定着していき²⁴⁾、70年代（わけても73年）を転機にすっかりと中流階級に取り入れられ²⁵⁾、90年代には底辺労働者層を除いた労働者階級にも伝播していった次第とされている²⁶⁾。この避妊の社会化過程に関して、「ヴィクトリア時代のミドルクラスが、自発的に家族制限の選択にふみ切ったことを」極めて周到に辿り直したバンクス夫妻はそれを単に男性「の同意による開放であったにすぎない」と位置付け²⁷⁾、他方、後発のマクファーレンの方は「19世紀後半、中産階級の間で、受胎調節が急速に広まった背後には」、マルサス主義的見解があり、その淵源は16世紀初頭の貧民の心的気質にまで遡及できると解釈した²⁸⁾。

厳密に振り返ると、ショーターはこのマクファーレンよりも逸早く下層における恋愛感情に注目している²⁹⁾。そして氏の見極めでは、「産児制限の運動は18世紀に、中産階級の中年女性の間で始まり、時が経つにつれて次第に下層の若い女性へと普及したにすぎない」、そして「避妊や妊娠中絶についての実際的理解が、中産階級の年長女性－既婚と未婚の両方の－から労働階級の若年の女性へと広がった」と解される³⁰⁾。筆者が興味を引きつけられるのは、その際に、ショーターが家族愛をロマティック・ラブ（いわば、男女間の情緒的・性的な結び付き）と夫婦間の感情や母性愛との2つの側面から接近、分析していき、家庭愛の感情を最初に身につけた

のは中流階級であったけれども、19、20世紀にあつては、「結婚前の男女関係における情緒的な結びつきが、まず下流階級の間で生まれ…男女関係におけるロマンティック・ラブの勝利は、時とともにますます結婚生活へも影響を広げ、ついには、夫婦が夫婦である限り、愛情をもって行動し、性的にも活発であることが欲求されるようになった。こうして下流階級の夫婦におけるセックスの水準が向上していくのに対して、中流階級の方は、このような動きとは全く無関係に、固く扉を閉ざし、家族水入らずの生活とプライバシーの領域を隠すようになった。」³¹⁾と見通し、女性解放とは従属から独立への交替を意味し、「19世紀および20世紀において、既婚女性は自分で、まず、家政の実権を掌握し、次に、性的喜びと情緒的自律に対する自分たちの権利を重視する家庭イデオロギーを獲得した。そして未婚女性は…親と共同体の両方からからの非難を無視して、自分たち自身の欲求をみたそうとするようになった。」³²⁾と進めて、この「人格的自律の意識は若い下層の女性に始まって、年長の富裕な集団へと広まった。」と論断している点である³³⁾。

無論、マルサスも「両性間の情欲 (passion between the sexes)」、ないしは「純な愛の楽しみ (pleasure of pure love)」や「有徳な愛 (virtuous love)」 ([2] 154-5頁) を、あるいは情愛 (passion of love) を「品性の形成に強力な刺激であり、かつ度々最も高貴にして寛大な努力を促進する。」 ([3] IV20頁) と把握していたから、「うつくしい女性を所有したいという願望」 ([2] 183頁) を何ら非難したりしない ([3] III38頁、IV11頁、95頁も参照)。2版『人口論』以降では、これらの感情に「調整と指導 (regulation and direction)」 ([3] IV14頁、5版のみの [6] IV288頁も参照) が適切に加えられ、「単なる動物的欲望」 ([3] IV13頁) から脱却できるなら、「若い2人は、結婚か、あるいは密通 (intrigue) かとかすぐに勘ぐられることなしに、親密な交際ができよう。こうして男女ともに似通った (kindred) 気質を知り、強固で永続的な愛情 (attachments) を育む極めて良い機会に恵まれるであろう。こうした愛情がなければ、結婚状態 (married state) は概して幸福よりも窮乏をより多く生み出すことになる」 ([3] IV22頁) と確言しているのである³⁴⁾。『人口論』に色濃く見られるこうした情欲の重要さはつとに細大漏らさず考察されていて、そこでは、例えば、「マルサスはやはり性的情欲を初めから心理的な愛情の意味に解しており、そしてこれがまず人間の生殖に決定的な作用を与えるものと解していた…この性的情欲が破滅するならば、人口の増殖は決定的な影響を受けるほかない…マルサスにあつては、情欲は “trouble-maker” である同時に、あるいはそれ以前に、人間幸福の主源泉と見られていたのである」と約言されている³⁵⁾。この点、もはや屋上屋を架さない。

組上に挙げたいのは、マルサスが下層階級も大切な性的情欲を有しているのに、その発揮が許され、それを「夫婦愛の絆」や「夫婦と親子の愛」、つまり家族愛へと昇華していけるのは、私的所有制を前提とした「すべての人間にとって自分自身の子供を扶養する暗黙の義務の制度」(〔2〕147頁、〔3〕Ⅲ36頁)である結婚制度(institution of marriage)の下のみである力説している点である³⁶⁾(〔2〕149頁、〔3〕Ⅲ38頁、Ⅳ74頁)。もとより、このこと自体はマルサスが神学的功利主義をおそらくはペイリー(William Paley, 1743-1805)の著作から広く継承してのことではあろう³⁷⁾けれども、直接的にはヤング(Arthur Young, 1741-1820)の『フランス紀行』(1792年)から「男女は扶養についての現実性ではなく、その観念(idea)の上で結婚し、生殖する」という文言を引き、それに共鳴し(〔3〕Ⅳ147頁)、後年に至っては、「労働階級というものは、彼らの置かれている事情の下においては、結婚状態に入るに当って慎重な考慮を払うなどとは仮にも期待することができないという議論はことさら珍しい議論ではなかった…しかし、このような議論こそは、彼らに対して大きな不正(great injustice)をなすものである」(〔8〕319頁)とあえて釘をさしているのである。マルサスは一体どのように下層階級の結婚に向き合おうとしていたのであろうか。興味を誘われる。

可能な限りで、検出し、推考してみたい。マルサスが2版『人口論』(1803年)中で、「既に所有された世界に生まれてくる者は、彼が正当に要求しえる両親から生存資料を得ることができず、また社会が彼の労働を求めなければ、最少量の食物に対する請求権も持たず、それゆえ事実上生きていても仕方がない。自然の大饗宴には彼に対する空席はない。」(〔3〕Ⅳ68-9頁)と論じたのは余りに有名である。3版(06年)以降では削除されるこの句を1根拠にしてマルサスの救貧法への反対論がしばしば説かれてきた³⁸⁾。しかしだからといって、初版に胚胎していた中流階級肥大化論(〔2〕253頁)が決して葬り去られたわけではない。マルサスは2版以降も終始一貫して「万人が中流でありえないことは明らかである。上層と下層とは事の性質上絶対に必然的であり、またただに必然的であるばかりでなく、著しく有益でもある。」(〔3〕Ⅳ175頁、また〔3〕Ⅲ36頁も参照)と再説しているのである³⁹⁾。言い換えるなら、マルサスは「私たちが地に満ちるのを神の目的」(〔3〕Ⅳ15頁)と定め、社会の成員ができる限り「その結婚の欲望を減退せしめずに保持すること」(〔3〕Ⅳ17頁)を希求し、その結果生じてくるであろう「最少量の付随的害悪」(〔3〕Ⅳ16頁、またⅣ119-20頁も参照)に取り組もうとしたのである。その限りにおいては、マルサスは結婚制度⁴⁰⁾が自ずともたらしてくる最小限の「性に関する不徳な(vicious)性交」(〔3〕Ⅳ182頁、またⅣ43、47頁や、〔8〕305頁を参照)

の併発をやむなしとし⁴¹⁾、また初版『人口論』をして「今まで書かれた最も優れた売春擁護論」と命名した1書評のように⁴²⁾、「売春」〔3〕I 60、124頁、IV 58頁）さえをも黙認せざるをえなかったと推察される⁴³⁾。

視点を変えるなら、マルサスは「最貧階級（poorest classes）の間で余りにも頻繁に行われている結婚」〔3〕IV 44頁）あるいは夥しい数の「既婚貧民（married poor）」〔3〕II 150頁、IV 37頁）を見据えながら、自然的「情愛から起こる楽しい感情」〔3〕IV 26頁）について、下層階級はいかにして「結婚という楽しみから生じる幸福」〔3〕IV 94頁、なおこの文言は2版のみ）と「結婚による不便（inconveniences）」〔3〕IV 35頁）あるいは「結婚生活による拘束（shackles of matrimony）…家庭の心配や苦労」〔3〕IV 94頁）とを両天秤にかけ、「結婚の課題（subject）」〔3〕180頁）を解決していくべきか、その脳漿を可能な限り絞っているのである。差し当たって、マルサスは「両性の結婚の欲望が最も強い時期」を17～20歳⁴⁴⁾と想定した上で〔3〕IV 24頁、また〔4〕IV 222頁や〔6〕III 161頁も参照）、「早婚に対する妨げ」〔6〕IV 270頁）ないしは「早婚性向への抑制」〔6〕5版IV 280頁、またIV 276頁も参照）の多少具合から「早婚をしないという慣習」〔3〕21-2頁）と「早婚の習慣」〔3〕II 208頁、IV 136頁等）とに振るい分け〔8〕296頁、また前掲拙著101頁も参照）、例えば、「決して早過ぎない20歳の年齢で結婚すれば」〔3〕II 151頁、2版のみ）と言及したり〔3〕19頁も参照）、また、22～3歳での早婚を仮定したりし、早婚年齢の模索をなしている〔3〕III 138頁、またII 284、285頁III 28頁も参照）。そうした中で、多死多産時代であれ誰しもが「早婚を行うのが義務（duty）である」〔3〕II 160頁）とする無謀な所見に強く反発してもいる。にもかかわらず、最終的には、「私の体系（system）」〔4〕3版IV 235頁）における「多産でない（unprolific）結婚」〔4〕3版II 248頁）である「晩婚（later marriages）という表現に関して言えば、それは特定の年齢を指すのではなく、全く比較上のものである」〔4〕3版IV 237頁）と収束させていく〔6〕5版III 157頁も参照）。

ところが、実際のイングランド社会の分析では、「どのくらいの見込みがあれば男性は結婚しても差し支えない」のかという自問を設定し、それは「1日1ペックの小麦」の確保〔当時の穀価から割り出せば、およそ年収36～48ポンド〕であると自答し、新郎では「27、8歳」、また新婦では「24、5歳」⁴⁵⁾での初婚という青写真を提示し⁴⁶⁾、「わが国では革命以前よりも現在の方が晩婚であり」〔3〕IV 237頁）と確言したりする。しかしマルサスの展望によれば、このようにして「すべての子供が適当な年齢に達するや両親の膝下から離れて適当な状況（situation）に送り出

されるような教区はとても愉快になろう」〔3〕IV164-5頁)けれども、もしこの制度が一般化していくなら、「あらゆる働き口 (employment) は多分あつという間に過剰となり…移住の形で過剰な人手への規則的な捌け口の提供がない限り」は、教区救済の厄介とならざるをえない。マルサスはこうした事態を、「人が結婚すれば、何人子供ができるかはわからない、6人以上ももつ者が多いからと恐らくいわれるかもしれない。これは確かに事実である。そしてこの場合、この人数以上の子供たちに一定の手当て (allowance) を与えても、何らかの害悪が生じるとは思われない。但し、このことは大家族に対するその人への褒美という観点からではなく、ただ単に私たちの顧慮では彼が予測すべきであったと思ひ至らない類の困窮 (distress) から救済するに過ぎない。」〔3〕IV177頁)と説明したのである。つまり、下層階級の「怠惰で無慮な習慣から生じていない困窮の場合でのあらゆる救済は明らかに〔現在の困窮の救済から生ずる善が遠い将来の結果からと理解される害悪を上回る〕類に属している」〔3〕IV167頁)と判断しているのである。

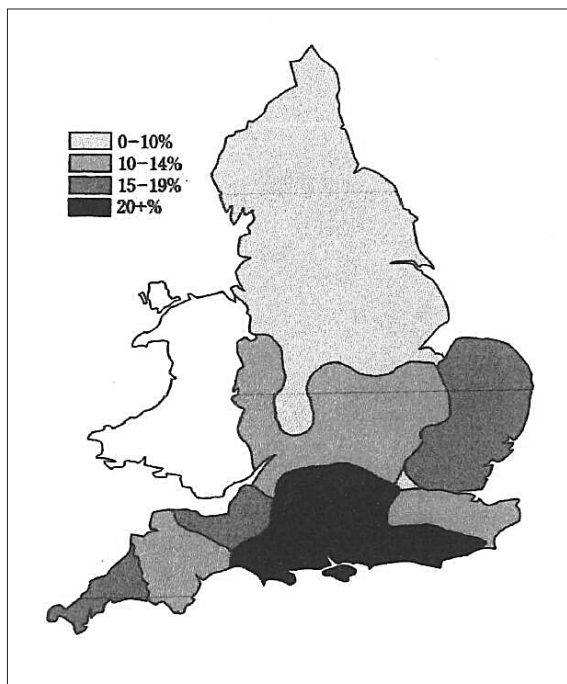
この点は強く留意される必要がある。概して、マルサスは最貧階級の間における「救貧法による結婚への直接的刺激」〔3〕III139頁)を槍玉にあげ〔3〕IV44頁、〔4〕IV247頁)、「救貧法の害悪」〔3〕II216頁、IV133、183頁、〔6〕IV154頁)を何度も反復したと説かれてきた⁴⁷⁾。しかしそうではないのである。マルサスは「視野に置くべき大目的は好況期 (better times) の到来を期待して (正当な期待と確信するが) 現下の困窮の間人民を扶養することである」〔6〕III150頁)と述べ、紛れもなく「結婚後にありがちな不時」〔3〕IV42頁、また〔6〕IV156頁も参照)の際の「教区手当の一時的 (temporary) 支援」〔3〕III122頁)を、あるいは「弁別された臨時的な (discriminate and occasional) 支援」〔3〕IV167頁)を是認しているのである⁴⁸⁾。マルサスが下層階級の「働き口を見出すのが困難な時における全 (whole) 家族の稼ぎ高 (earnings)」〔11〕下76頁、但し2版のみの件)と言及する時、婦女子の稼ぎ⁴⁹⁾と共に「家族に分配される教区手当」をも加え〔3〕III353頁)、「賃金と救貧救済の合計」〔3〕IV284頁)を念頭に置いているのはこの故であると断じえよう〔7〕上380、下32、33頁も参照)。とはいえ、救貧法下で賃金の一部を教区税から支払うのを常態化している地方 (countries) では、「穀物が騰貴する時、1教区の農業者と地主とが労働の賃金を低く押させておき、子供たちへの規則的な (regular) 手当てを施すならば、日雇労働の見掛け (apparent) 賃金と労働階級が家族を維持するのに有している実質的手段との間の必然的な関連はもはや明らかに存しなくなる」〔7〕下31-2頁)と述べているように、マルサスが肯定していたのはあくまでも「一時的貧民 (casual poor)」〔3〕IV45頁注1)

についてであって、彼が「規則的な手当」を断固として指弾していたことを決して忘失してはならない⁵⁰⁾。

マルサスが残した断片章句を導きに、当時の救貧状況をもう少し垣間見てみよう。スピーナムランド制度〔救貧院外での賃金補助制〕下でのイングランドの「教区救済 (parochial relief) 制度」(〔3〕IV96頁)は基本的には約15,500の教区⁵¹⁾毎に治安判事〔無給〕、教会委員 (churchwardens、主として教会の管理、貧民監督官職を兼務)、貧民監督官〔無給〕、及び「教区吏 (parish officers)」(〔3〕III137頁、IV91、117、133、160頁)等の手で実施されていた⁵²⁾。その財源の教区税は1800-1年の前には300万ポンドであったけれども、01年には1,000万ポンドに達し(〔3〕III117頁)、貯蓄銀行の創設時〔10年5月〕には「最も広範な教区手当」(〔6〕IV157頁)が施され、さらには14年以降も貧民税負担や教区手当の支給は弾みを付け、「イングランド及びウェールズの人口の4分の1以上が教区に依存する」という羽目に陥ったと看取している(〔6〕IV143、282頁)。

その支給状況を地域別に閲すると、「幾つかのカウンティで採用され、今日ではおよそ王国の隅々までに広がっている教区税から労働の賃金のかなりな部分を支払われねばならないという慣例 (practice)」は「スコットランドとイングランド北

図1. 救済受給者の州人口に占める割合 (1802年3月)



(注) 長谷川貴彦著『イギリス福祉国家の歴史的源流』(2014年)34頁より。

図2. イギリスにおける貸金補助制度の普及 (1842年調査)



- (注) 1 吉尾清著『社会保障の原点を求めて』(2008年)23頁より。
 2 図の淡い灰色地の諸州では、大部分の教区において1824年時に救貧税から貸金補助がなされた。貸金補助制度は、濃い灰色地の諸州ではとりわけ普及した。地図の中央部分にある太い線は高賃金の北部諸州と低賃金の南部諸州とを区分する。

部の幾つかの地域」では最少となっているとの観察に目を奪われる ([3] III155頁、この点、図1及び図2を参看)。そもそもスコットランドには「本質的に救貧法がない」([6] IV283頁) ので、「貧民は一般に聖職者の監督下で分配される自発的寄付によって養われている」([3] II214頁) にとどまっている、加えて「スコットランドの下層階級の間より規則的な教育」([3] IV184頁注1) を介して「スコットランドの下層階級の人民が有している周知の優秀な教育という有利さ」([3] IV107頁) が「相応な程度の誇り」([3] IV264頁) に根差した「教育を受けたスコットランド小農の温和で平和的な習慣」([3] IV107頁) を醸成してもいる。この故に、マルサスは1754年のハードウィック婚姻法施行以降もスコットランドで幅を利かせていた非正式婚である駆け落ち婚〔通称、グレットナ・グリーン婚〕には目を瞑っていたように推知される⁵³⁾。同様に、この駆け落ち婚はスコットランドに接した西側のカンバーランド〔カーライル地方〕や東側のノーサンバーランドでもグレットナ・グリーン婚はブルーム (Henry Brougham, 1778-1868) の尽力にもかかわらず、相次いでいた⁵⁴⁾。かつ、農村地帯であったランカシャーや北部ウェールズでも、いわゆる「箒の婚礼」のような同棲婚は後を絶たず、「人口の5分の1が、その人生において1度あるいはそれ以上、法的には認められない夫婦関係で暮らした」とされている⁵⁵⁾。これらの地域の救貧状況を覗けば、ノーサンバーランドやダーラムの地はそもそも救貧法とは無縁であったし⁵⁶⁾、「自助の伝統が形成されていった」北部地方では「福祉システムは、国家、教会、ヴォランタリズムの3者の分業関係のう

えに構築されていた」可能性が高かった⁵⁷⁾。つまり、北部地方では、地元教区民から同棲婚を祝福、認知してもらうのを正規婚として、それを定住権の証明書(certificate)を取得することとほぼ同等視していた推察されるのである⁵⁸⁾。

北部に対し南東部の穀作農業諸州では、かなり無差別な扶助が振る舞われていたとされる⁵⁹⁾。マルサスは労働貧民や農業失業者を低賃金（不足分は教区から補助）で同じ教区内の農業者の各農場に輪番に送り込むというラウンズマン制度について、「ミッドランド地方で広く採用されている制度が国中に拡張される」（〔6〕IV282頁）との願望を吐露したりしている⁶⁰⁾けれども、専らロンドンを中心にしてこれらの地域の救貧状況を時評していると約しえる。中でも見落とせないのは、マルサスが特に過重な救貧税を余儀なくされている幾つかの教区では、「都市(town)や製造業への不断の流出が生じていて、出生が死亡を大幅に超過している。どんな状況であれ、これらの流出者の大半は年老いたり、労働不能になったり、あるいは失業したりして、帰郷するであろう」（〔6〕IV149頁）とし、帰郷先の教区での「受給貧民(paupers)の比率の高まり」を憂いたり、あるいはまた大都市の労働階級を評して、「地方教区の貧民は現にその低賃金に幾許かの補償を受けている。一定数以上の彼らの子供たちは現実に教区によって扶養されている。…しかしこの国のロンドンやあらゆる大都市においては、何らの補償もなくこの害悪に苛まされる。地方で補助金(bounties)によって育てられた人口は、自然的にかつ必然的に都市へと流れ込み、…賃金を低下させる傾向があるけれども、事実として、都市で結婚し大家族をもつ者は実際に飢餓に瀕しない限り、その教区から手当を一切受けない。こうして結局、製造業階級が低下した賃金の補助としてその家族を養うのに手にする手当は全くの取るに足らないものとなっている」（〔6〕III157-8頁）と記述している点である。取りも直さず、こうしたマルサスの概評からは次のようなことが想像できてこよう。

下層階級の人々はその教区に40日間以上居住したり、またはそこで40日以上徒弟修業を積んだり、あるいは1年間働いたりした末に入手した証明書⁶¹⁾を携えて、「地方教区」（〔3〕II160頁）から意気揚々と仕事を求めて都市へと移動するも⁶²⁾、そこには「製造業主義(system)の一般的興隆と製造業労働の避けられない変動」（〔6〕III155頁、またIII147頁も参照）が立ちはだかつて⁶³⁾、「ロンドンのような大都市では、必然的に地方からの巨大な流入を刺激しているに違いないので、常に多数人たちが失業者している」（〔3〕IV45頁注5）という実情を思い知らされ、その結果やむなく都市の下層部へと沈下していき、延いては新たな教区での派生的居住権(Derivative Settlement)を得ようと慌ただしく結婚し、出産していくこと

となる⁶⁴。ロンドン育ちの「軽薄な16歳の女子」〔3〕IV102頁、但し2版のみ）によってこれ見よがしに「居間の壁に掛けられている」正規婚の挙行を物語る結婚証明書はこうした結末との区別を強調したかった証であろう⁶⁵。さらには、ロンドンの「呼売商人たちは、10代の頃からガールフレンドと同棲していた。また、それ以外の労働者階級の人々の間でも、婚前交渉は、2人が結婚しさえすれば大目にみられるのがふつうだった。…1800年には花嫁の約3分の1が結婚式当日に妊娠していた」⁶⁶という様相もほぼ同様事であったと考えられよう⁶⁷。

しかし誰しもがそうできたわけではなかった。居住地法は新教区に居住目的で来た者だけを対象にしていたので、熟練職人の「職業を求めての放浪 (tramping)」は「一時的貧民 (casual poor)」としてしばし都市に滞在できたが、他方、「アイルランド、スコットランド、マン島、英仏海峡諸島」等の住民には浮浪者禁止法が適用されていた⁶⁸。「放浪者はふつう独り身で」⁶⁹、「独身の貧しいロンドン子」⁷⁰や浮浪者と共に、スラムの安宿（1泊1～3ペンス程度）を定宿にしていて、そこでは、「一般的には、乱交がくり広げられていた…何組かのカップルが同じ部屋に眠り、夜の間パートナーを変えては楽しみ変化をつけるということがよくあった。…〔夏場には〕下宿人たちは男も女も全裸でベッドの上に横たわっていた」という惨状が見られた⁷¹。こうした結末としての「私生児 (illegitimate child)」〔3〕II226頁)の続発に関して⁷²、マルサスは「召使や労働者が私生児をもった時には、逃げ出すのは全く当理である。それに妻と大家族を抱える男が遠いカウンティへと逃亡し、家族を教区に置き去りにするのも日常茶飯事である」〔3〕IV90頁、またIII37頁も参照、さらにはギリス前掲訳書203頁も有益)と大観した⁷³上で、「大多数の教区では、私生児の父が捕縛されると、牢獄の恐怖で威嚇し結婚させようとするのが一般的であるが…これは教区吏として極めて浅薄な知恵 (policy) である」と論評し、「適切な注意を行った後には、私生児の家族には教区手当に対する請求を一切認めず、すべて私的慈善の扶養に委ねるべきである。もしその両親が子どもを遺棄するならば、この犯罪の責任を問うべきである。」〔4〕IV89頁、2版から3版への改訂で文言の僅かな変更)と帰している。

また、マルサスは「襤褸 (rags) 以外には推薦」〔3〕IV116頁)のしようがない「普通の乞食 (beggars)」〔3〕IV112、115頁、またII128頁注1も参照)には、自発的な慈善の下で「最も褐色であるパンと、最も粗末で貧弱な衣服 (apparel)」〔3〕IV121頁訳注、但し2-4版のみ)を「相応な (adequate) 救済」〔3〕IV116頁)としてあてがえば事足りるとする。しかし現実には、「救貧法で定められた救貧法には、文字通り一文なしの浮浪者に1晩の宿とわずかばかりの食事、一般的

にはパンと水を提供することが義務付けられていた」⁷⁴⁾。マルサスもこの一斑を「救貧法は確かに約束したことを完全に実施しているとはもはや言い難い。ロンドンその他の大都市では、多数の飢えている家族が見出されると分かれば、彼らは救貧院に収容されえるのであるが、そこが密集していて、不健康で恐るべき状態なので教区に行くのを逡巡している」（〔6〕Ⅲ145-6頁、また〔3〕Ⅱ305頁、Ⅲ140頁も参照）と伝えている。こうしたロンドンの最底辺部には、「最下層のアイランド系ロンドン子」が沈殿し、その人口の6パーセントをも占めていた⁷⁵⁾。マルサスの目には、アイランド人とスコットランド人とはイングランドへと流入してきて（〔6〕Ⅱ202頁注）、対仏戦争時には他の外国人と共に援軍に加わってくれたけれども（〔9〕Ⅱ196頁、〔8〕290頁）、こと「無知なアイランド人の荒くれた（turbulent）気質」（〔3〕Ⅳ107頁）に起因している「アイランド下層民の怠惰で（indolent）荒くれた習慣」（〔3〕Ⅳ134頁注1）には手の施しようがないように映じていた。そして現実に、1819年の救貧法改正法は「アイランド人等の貧民を〔郷里に〕送還させることを決めたが、乞食は少なくならなかった」し、また受給貧民と浮浪者との境界を明確化しようとして24年6月に制定された浮浪者法も杜撰で恣意的な運用から、かえって「乞食になる人も多かった」という事態を招来させるに終わったのである⁷⁶⁾。

Ⅲ. 専業主婦論に立った産児制限論と結婚禁止論

粗描できた範囲では、マルサスが見詰めていたイングランド社会には、10～12パーセントという女性の生涯未婚率やほぼ1割の男性の生涯未婚率⁷⁷⁾が、それに1割足らずの非正式婚が併存していて、かつ人口の7分の1もが救貧救済の外に放置されていた。一方で、疑うべくもなく、マルサスは「殆ど全ての貧困は相対的である」（〔3〕Ⅲ116頁）と断った上で、「適切な（proper）弁別」（〔3〕Ⅳ118頁）でもって「依存と自立との間に現在よりもずっと明白な線を引く」（〔3〕Ⅳ130頁、またⅡ145頁も参照）ことで「貧民の困窮、わけても近年の受給貧民化（pauperism）の課題」（〔6〕Ⅱ151頁）を解き明かそうとしていた⁷⁸⁾。それゆえ、「万人が中流でありえないことは明らかである。上層と下層とは事の性質上絶対に必然的であり、またただに必然的であるばかりでなく、著しく有益でもある。」という文意を咀嚼しようするにあたっては、上記のような情況をも考え合わせるが肝要といえよう。

さて、この点に関する筆者の持論は「マルサスは『怠惰の奢侈』を含んだ『愉楽の標準（standard of comfort）』の向上を勤労階級に説き、他方でそれを含まない

『貧窮の標準 (standard of wretchedness)』の引き上げを最下層階級に唱えた。…マルサスは下層階級が奢侈品にたいする有効需要者すなわち勤労階級に上昇転化していく上での唯一の道標として『愉楽の標準』を創案した⁷⁹⁾という所論である。いま、もう1歩踏み込んで、より平易に噛み砕くなら、マルサスは最下層階級の男女の未婚者たちには、「結婚に関する慎慮的習慣」(〔3〕IV177、186頁、またII321頁、III159頁、IV172、17、178頁も参照)や「便宜品や愉楽品を用いる慣習から最も多く生ずる慎慮的抑制の習慣」(〔6〕III171頁)を涵養していき、現実に主たる予防的妨げである「慎慮的な (prudent or prudential) 結婚」(〔3〕III20、365頁、IV20、280頁)または「結婚に対する慎慮的妨げ」(〔3〕IV102、103頁)をなす上での指針として「その点以下では結婚し、子孫を増やし続けられない貧窮の標準」(〔3〕IV109頁)を提起した、他方、慎慮的結婚を成就した下層階級の既婚者に向かつては「結婚後にありがちな不時」の備えての「慎慮的 (prudential) 習慣」(〔3〕III81、355頁、IV74頁、〔4〕IV221頁)の持続を唱えるのみならず、「家族の養育に伴う困難の予見」(〔3〕IV6頁、また〔6〕IV270頁も参照)に基づいての「人口に対する慎慮的妨げ」(〔4〕IV218頁)の実行を伴った「愉楽の標準」の累進的な向上を望んでやまなかった、大略、このように整理できる。5版『人口論』の後尾部で、マルサスは「結婚に対する慎慮的妨げ」の増大する作用を通して、「労働階級の習慣が漸次的に変化し、社会が継起的に前進するにつれ、ただ食物量を減少させる圧迫だけではなく便宜品や愉楽品の増加量をも享受しながら、その増加率を必然的な鈍化を結果し、…耕作と富の増進において、社会の下層階級の境遇は不断の改善の状態となるであろう」(〔6〕IV285-6頁)と思い設けている。この件を仮に貧民の「慎慮的習慣」ないしは「慎慮の習慣」(〔3〕II153頁)の中に「将来の不時のために貯蓄する習慣」(〔6〕IV156頁、またIV20頁、176頁をも参照)や、「貧民が結婚に際して慎慮を行使し、また結婚の前にも後にも節儉 (economy) を行使する」(〔6〕III160頁)をも含めて、「慎慮的抑制」(〔6〕II137頁、IV180、284頁)をより広義に把握されるなら、確かに、「貧窮の標準」と「愉楽の標準」とを同一視される所見にも首肯できる⁸⁰⁾。しかし筆者は、これら2つの標準は停止状態社会に向かつての富の累積的な増進に伴い(〔6〕III302頁)、限りなく接近してはいくけれども、決して同一にはならないと考える⁸¹⁾のである。

この意味では、ミルがマルサスの著作から摂取した仕方には十分承服できる。ミルは「貧窮の標準」という用語を1度も用いていない⁸²⁾。マルサスから借用、利用しているのは『経済学原理』に見出される「(習慣的な) 愉楽の標準」のみである(〔12〕②172、231、234、235、284、285頁、288頁注3、③466頁、④84、104頁、

⑤74、76頁)。ここで、マルサスの『経済学原理』からこの標準を拝借したと明示しているし（〔12〕②288頁注3）、また「習慣的な愉楽である生計 (habitual standard of comfortable living) の標準」〔12〕①303頁）とも言い換えている。つまり、ミルは**既婚者**における愉楽を人口との関連で論じ（〔12〕②283-6頁）、「出生の制限 (limitation of births)」〔12〕①301頁）について分析しているのであるから、この転用は至当といえよう。無論、ミルも「結婚に関する慎慮的抑制」〔12〕①377頁、また②174、177、294、296、368頁も参照）を視界に収めていたけれども、ここでは、最貧（最低）階級⁸³⁾の「結婚後の家庭経済」〔12〕②377頁）における「人口（増殖）に対する（関する）慎慮的抑制（妨げ）」⁸⁴⁾〔12〕②26、176頁、189頁注18、194、284、305、306、315、318、325頁、④104、131頁）に絞り込む。

それでも、なお、「慎慮」が「遠慮 (forethought)」や「慎慮的先見」と併用されながら、「質素 (frugality)」と、あるいは「勤労」⁸⁵⁾と共に配されていたり、また「愉楽品」が「惑溺品 (indulgences)」と並置されていたりしている（〔12〕①151頁注1、④53-4、132頁、⑤35、228頁）。しかしながら、後者の点に関しては、「過度の惑溺品」〔12〕②339頁）、あるいは「法律の惑溺」〔12〕⑤227頁）とあるように、別様な処理が望まれるように思われる（〔12〕①36頁、②318頁、④41、45、7 I、72頁、⑤157頁）。その上、「愉楽の標準」ばかりではなく、それ以外にも「生計 (living) の標準」〔12〕②267、284頁、287頁注3、368頁、385頁注1）、「生計の尺度 (scale)」〔12〕②285、377頁）、「生計の方法 (manner)」〔12〕②83、138頁）、「生計の様式 (mode)」〔12〕②147頁、③327頁）、「生活の仕方 (way)」〔12〕⑤319頁注1）「生活の方法」〔12〕④83頁）、「生活の様式」〔12〕②114、216、269頁）、「生活の形態 (form)」〔12〕④14頁）、「愉楽の習慣」〔12〕②283頁）、「愉楽の尺度」⁸⁶⁾〔12〕②286頁、③465頁）、「慣習的標準」〔12〕④53、84頁）、「要求 (requirements) や習慣の標準」〔12〕②328頁）、「必要な要求の標準」〔12〕④78頁）、及び「生活のランク」〔12〕②218頁）等々の多くの表現が見出されてくるので、收拾は付け難い。そこで遺憾ながら、この場では、いわゆる賃金基金説には真正面から臨まないこととする。ただ、受給貧民がその主部と目される最貧階級の「最貧消費者」〔12〕④33頁）としての側面だけに照射し、その「慎慮の習慣と高い愉楽の標準」〔12〕②235頁）との関連を一考して⁸⁷⁾、過渡的な所見ではあれ、そこではミルが専業主婦論にも関心を寄せていた点を確認するにとどめたい。

まずは、「1階級としての労働者」〔12〕④53頁、②22-3頁、また④113頁も参照）から「決して貯蓄、あるいは境遇の改善を考えないイギリスの労働階級の最も

不用心な人たち (improvident)」（〔12〕①208頁注1、但し3版まで）の抽出を試みたい。ミルは「労働階級と貧困 (poorer) 階級との間」（〔12〕①175頁注1）や、「熟練労働者と不熟練労働者との間」（〔12〕②368頁）に分離線を引きつつ、「最貧階級の増加数や最貧階級以外の全ての人の割合の減少」（〔12〕②329頁）の現出を強く警戒した。たとえ「(単純) 筋肉労働者階級」⁸⁸⁾（〔12〕④112、136頁、また①323頁、②313頁、③250頁も参照）、ないしは「日雇労働者」（〔12〕①208頁、②167、169、193、203、226、253、314頁、③327頁）を想定していたにしろ、「農業日雇労働者」（〔12〕②213頁、また①86頁、②151、193、235、284、293、302、304、319頁、④131頁も参照）と、一部出来高制 (by the piece or piece work) で働いていた主として製造業部門の「不熟練労働者階級」⁸⁹⁾（〔12〕③250頁、また①267頁、②276、346、368頁、⑤278頁も参照）とでは異なってくるのかもしれない。ともあれ、ミルは別な個所でこうした最貧階級を「最も無教育の階級」（〔12〕②339頁）、また②365頁、④123頁も参照）と、あるいはまた「向う見ずで (reckless) 不用心な階級」（〔12〕②384頁、また②365頁も参照）と別称してもいる。かてて加えて、最貧階級の創出経緯についても一顧して（〔12〕①302-3頁）、大略、農業労働者たちは前世紀末頃からの農業年雇制の解体、消滅に伴い、暫時的には「救貧法の乱用よりもっとひどい悪制度」（〔12〕②322頁）の下でどうにか糊口を凌いでいたけれども（〔12〕①170、344頁、②123、293、317-8、321-2頁、④41頁をも参照）、次第に踵を接して「都市の労働者階級」（〔12〕⑤141頁）へと転身していき、不況期には間々「失業労働者」（〔12〕②321頁）の身に転落したと鳥瞰している。

ミルの「愉楽の標準」の把握法はマルサスのそれとの類似を感じさせる。すなわち、マルサスは、5版『人口論』の末文で、もし一定の賃金があつて、性急な早婚を避けるなら、「労働階級の習慣は漸次に変化して、社会が前進していく限り、食物量の減少の圧迫がないばかりか、より増加した量の便宜品や愉楽品を享受しながら、その増加率を必然的に緩和させる…あらゆる未婚者や、既婚者でも家族の少ない者は、極めて豊かになるが、他方大家族を持つ者は、疑いもなく時には過酷な圧迫を受けるけれども、一般的には便宜品と愉楽品とを犠牲にすれば、教区手当がなくても自らを扶養できるであろう。」（〔6〕IV285-4頁）と述べ、「貧窮の標準」から「愉楽の標準」への想念の移行を隠見させている。一方、ミルの方は、「習慣的な愉楽の標準」を「労働者が進んで子供を持つようになる前に、是非これだけは満たさなければならぬ要求 (requirements) の範囲に本質的に依存する」と規定し⁹⁰⁾（〔12〕④53頁）、文明化の久しい国では、たとえ富の増進の途上であれ、最貧階級の「境遇を悪化するのを防ぐには、人口への細心でかつ慎慮ある抑制が不可欠であ

る…既成の愉楽の標準を保持せんとする決意が欠けている所では、最貧階級の境遇は、進歩の状態においてさえ、甘んじて耐える最低点まで低まる」（〔12〕④103-4頁、また③466頁も参照）と論じ、「愉楽の標準」と出生数との相反関係を説き（〔12〕②283-6頁）、「愉楽の価値」（〔12〕②346頁）や「労働階級の習慣的消費」（〔12〕④45頁）となっている「惑溺品」に注目するのである。例えば、労働者は「自らの慣習的な（customary or accustomed）愉楽品の一部を犠牲にして通常食物を入手するか」（〔12〕①351頁）、それとも「労働者はこれまでとても十分にあてがわれてきたであろうから、今まさに失うかもしれない一切切をその他の惑溺品の削除から捻出し、必要さからかであれ、選択からかであれ、自らの食物の量もしくは質の低下を受けないで済むかもしれない」（〔12〕④41頁）と述べられている（〔12〕④45-6、71頁も参照）。ミルの言う「真の（real）愉楽品や惑溺品」（〔12〕⑤35頁）とは何であったのか、こうした観点からも「過度の惑溺品」や「個人的惑溺品」（〔12〕⑤228頁）、あるいは「合法的な惑溺品」（〔12〕⑤157頁）といった用語の含意を読み解いていく必要があるだろう。

もう1点、両者の相似を感じさせることがある。それは、マルサスが「社会の下層階級の愉楽は専ら食物に依存するものではなく、また厳密な必需品にすら依存するものでもない。彼らは多少の便宜品を、また奢侈品すらも支配しえない限り、良い境遇にあるとは考えられない」（〔6〕Ⅲ323-4頁、またⅢ331頁も参照）と述べ、ミルもまた「労働家庭は残らず潤沢に生活の必需品、多数の愉楽品、及び多少の奢侈品を楽しんでいる」（〔12〕②289頁）と記述している点である。もとより、後者は北アメリカや一部のオーストラリア植民地での労働者についての記載であるから、両者の見解が同じであったというのではない。それに紛れもなく、ミルは「富裕な人たちの奢侈品」（〔12〕④85頁）や「専らより富裕な人たちによって消費される奢侈品」（〔12〕④46頁、また④83頁も参照）と「貧者たちが消費する奢侈品」（〔12〕⑤33頁、また③239頁も参照）とを区別していたであろう。しかしながら、ことミルは奢侈品の消費が文明化の進展と共に労働者層まで広がっていくのを願望、想定していたことに限るなら、多言を要しないことといえよう（〔12〕①58頁、141頁、③236頁）。

勿論、両者の違いも顕著である。ミルは「誰にとっても自らの努力によって結婚して家族を養う費用を稼ぐということは、実は決して不平をこぼすべき事柄ではない」（〔12〕②58頁）、したがって「他の人たちに養ってもらわなければならない子供を産む権利は、誰にもない」（〔12〕②315頁）と放言する。ここまではマルサスとほぼ同様であろう。しかしミルは同時に、このまま放置して置くなら、「全体の

底辺にいる多数階級はただ人数を増加させるだけで、愉楽においても、教養 (cultivation) においても前進しないということは大いにありうることである」 ([12] ④16頁) と予見し、「生存の保障が事実上維持されうるのは、ただ仕事が強要され、また少なくとも道徳的強制によって過剰な (superfluous) 人口が抑制される時だけである」 ([12] ④120頁) と限定しつつも、「1834年の救貧法」 ([12] ②322頁) が「厳格な (stringent) 救貧法」 ([12] ④120頁、また⑤336頁も参照) として運営されていくのを願望するのである⁹¹⁾。そして、その対象者を「多少とも理性 (reason) の能力」 ([12] ②332頁) を備え ([12] ②303頁も参照)、「尊重するに足り (respectable)、かつ身持ちの良い (well-conducted)」 ([12] ②341頁) 最貧階級に限定したにやまず、「無頓着 (reckless) の習慣」 ([12] ②293頁) から脱却できずに、「動物的本能 (brute or animal)」 ([12] ②304、332頁、④127頁) ないしは「人口の本能」 ([12] ②332頁) に身を任せ、「世襲的受給貧民 (hereditary pauper)」 ([12] ②315頁) の再生産を繰り返すような最貧階級は論外であり、こうした人たちに関しては、むしろ彼らの結婚そのものを法的に抑制すべきであると手厳しく難じたのである⁹²⁾ ([12] ①302頁、②294-7、316頁)。

とはいえ、現実の「イギリスにおいては、一般の農業労働者が慎慮的抑制をしているとは考えられない」 ([12] ②293頁、また②253頁も参照) し、かつまた、「最貧労働者階級の考え方や習慣が絶えず進歩的な国にみられる何らかの傾向になるよう期待してはいるものの、…こうした傾向は今日に至るまで極めて微弱であったし、また今なおそうである」 ([12] ②306頁)。ミルは概ねこのように見定めた上で、最貧階級が「熟慮」 ([12] ②306頁) を重ねた末に、「慎慮的な動機」 ([12] ②292頁) に導かれて、「良き行動 (well-doing)」 ([12] ④122頁) を、取りも直さず「自己抑制 (self-restraint)」⁹³⁾ ([12] ①298頁注、300、303、317頁、②193、194、235、253、307、316、317頁、④132、172頁、⑤309、330頁) を実行していくよう幾度も反復し、「過剰人口の害悪」 ([12] ④127頁) ないしは「過剰人口の危険」 ([12] ②27頁) をその内実とする「人口の問題 (question)」 ([12] ②160頁) を解決せんとしたのである ([12] ②335頁注1)。その堪所は、ミルが「自己統制 (control)」 ([12] ②169頁、④72頁、⑤299頁) や「自己支配 (command)」 ([12] ②239頁) と、あるいは「自己調整 (adjustment) 力」 ([12] ②284頁) ともし書き記しているように、それが「自立 (self-dependence) という徳目」 ([12] ②170頁、また⑤334頁も参照) の体得を意識し始めた最貧階級の「自発的な」 ([12] ①298頁注) 意思に基づいているということである。すなわち、彼ら自身が「自分たち全体の利益を合理的に見る」 ([12] ②344頁) という視角から、「道徳的最低限 (moral minimum)」 ([12]

②293頁）をも含んだ新たな「労働階級の習慣と要求」（〔12〕④56頁）を模索、志向していき、「必要な要求のより高い標準」（〔12〕④78頁）を掲げて、実際に「習慣的な標準の改善」（〔12〕④84頁）を積み重ねていくことであったのである⁹⁴⁾（〔12〕⑤274頁、また⑤333頁も参照）。

この際に当然沸き起こってくる1つの論点は、ミルがどのようにして結婚後の「自己抑制」を果たすべきと考えていたかであろう。公知のように、この点に関するマルサスの姿勢は歴然としていて、例えば、「人口を妨げる人為的で不自然な方法はすべて、それが不道徳でもあり、それが勤労に対する必要な刺激を除去する傾向があるので、これを常に特に非難したいのである」⁹⁵⁾（〔6〕Ⅲ323-4頁）と断言し、結婚後の避妊をはっきりと否定していた。これに対して、ミルの方は勃興し始めていた「産児調節運動に対する態度が不明瞭であった」とされている⁹⁶⁾。ハイムズ(Norman Edwin Himes, 1899-1949)がこうした見解の提起者であり、ヘイワード(Abraham Hayward, 1801-84)による新マルサス主義者ミル像に対し一貫して異を唱えている。ハイムズが挙げた有力な証拠はアイルランドの熱心な女性参政権論者であったハスラム(Thomas Joseph Haslam, 1825-1917)の『結婚問題』(1868年)へのミルの礼状(同年2月19日付け)の文面である。そこには、医師の助言に基づいた「人為的制限方法を使用するかしないかは、既婚者の個人的判断の問題」であると書き記されているのみであったことを立証していく。そして最終的に、ミルは産児調節の難しさに直面し、「新マルサス主義を受け入れたが、それを公に支持することは一切なく、個人的判断として遠慮がちに対応していた」と説破したのである⁹⁷⁾。

このハイムズ説⁹⁸⁾は秀逸した見事な卓見といえよう。確かに、ミルは「慎慮(prudence)として実行されていることが、いまもって義務(duty)としては承認されていない」（〔12〕②337頁）と述べるにとどまっているのであり、筆者もまたミルは避妊手段の利用こそ排してはいないものの、専ら結婚後の最貧階級による自発的な「禁欲(abstinence)」（〔12〕②334頁）に並々ならない期待を寄せていたと推察する⁹⁹⁾。例えば、ミルは私有財産制と社主義とを比較考量した際に、「人数の正当な制限(due limitation)」の有無を1争点にして、これら「2制度の中でどちらが人間の自由や自主性の最大量と調和するか。生存資料が確保され、その次に来る有力な人類の個人的要望は自由である。そして(文明化が前進するにつれて、益々穏やかになり、一層制御し易くなる肉体的欲望とは異なり)知的及び道徳的資質がより発展されていくにつれ、強さを減じるのではなく高まっていくのである。」（〔12〕②30頁）と言及している¹⁰⁰⁾。それに、そもそも「約束を交わして枕を交わせば結婚」とみなしていた最貧階級の人々が避妊法の「1番手軽そうな洗浄法で

さえ、水道施設が寝室になれば、実行は殆ど不可能であるのに、労働者の住宅の多くは下水施設はおろか炊事用の水さえ室内にはなかった」という状況下で¹⁰¹⁾、「どうしたら妊娠しないかについての夫婦の知恵の出し合いや、家族規模制限を始めよいうという夫婦共同の決心」¹⁰²⁾など実現できたであろうか。コンドームはどんなに早くとも19世紀末まではその高価のゆえに手に届くことはなく¹⁰³⁾、性交中断（膣外射精）以外に有効な方途も持ち合わせていなかった¹⁰⁴⁾。万が一利用していたとしても、「それは男性の同意による解放であったにすぎない」¹⁰⁵⁾から、それこそミルがこれに賛同していたとは到底想定し難い。

論鋒を「尊敬されている職業」（〔12〕②372頁）となりつつあり、「生命や肉体的または精神的の効率を保護する」（〔12〕①102頁）内科医に転じても、彼らから診断を受けられるのは中流以上の家庭のみで、貧困労働者層は助言も受けないまま早逝していくのが落ちであった¹⁰⁶⁾。それゆえ、最貧階級の家では薬代に自らの賃金を上乗せしていた「薬剤師」（〔12〕②397頁）から「医薬」（〔12〕⑤312頁注1）を購入し¹⁰⁷⁾、妻が「家庭の医師」としての役目を担うのが常であった¹⁰⁸⁾〔図3を参照〕。

図3. 売薬人（1877年）



（注）アレックス・ワーナ、トニー・ウィリアムズ著
松尾恭子訳『写真で見るヴィクトリア朝ロンドンの
都市と生活』（原書房、2013年）132頁より。

また、それ以外にも、「耐え難い家事の骨折り（domestic drudgery）の全部が（肉体的な苦痛のすべて、及び少なくとも生活困苦大部分と共に）妻の肩に降りかかってくる」（〔12〕②340頁）日々の連続であったと推測される。「動力つきの洗濯機」

は避妊や投票権と並んで女性解放の3つの剣に数えられているけれども¹⁰⁹⁾、例えば、当時の洗濯も実に大変な煩勞作業であった。獸脂やアルカリから作られた「清潔（cleanliness）の必需品」（〔12〕⑤158頁、また①183頁も参照）である石鹼は、「とても高価で、19世紀の後半まで殆どの人にとって手の届かないもの」であり¹¹⁰⁾、工場製の安価な石鹼が市場に出回り始めた80年代になって¹¹¹⁾、ようやく「石鹼と湯を使って定期的に洗濯する習慣が貧困階層に行き渡った」とされている¹¹²⁾。それまでは土曜日毎に4分の1マイル以上も離れた「貯水池または井戸」¹¹³⁾（〔12〕①73頁）から水を汲み、自前による粗悪な石鹼を使って3～5回に分けて洗濯したり、あるいはまた石鹼を一切使わずに小川でタライの中で衣服をへらで叩いたりしていた¹¹⁴⁾〔図4を参照〕。汚濁した河川や汚染された井戸のために水に恵まれていなかった

図4. 当時の洗濯の様子



（注）筆者所有の古絵葉書より。

「都市の労働階級」の洗濯事情はさらに悲惨であった¹¹⁵⁾。「水道会社」（〔12〕①270頁、⑤523-4頁）が19世紀半ばには水道を敷設してはいたけれども¹¹⁶⁾、室内への水道配管がなされるようになるのは70年代以降のことであり¹¹⁷⁾、50年代にあっては労働者は「不洗民（great unwashed）」と蔑称され、むっとするような汗臭さを放っていたと言われている¹¹⁸⁾。それに、「労働者階級の習慣的賃金」（〔12〕⑤274頁）をもっていかに上手に「労働者の習慣的消費用品」（〔12〕④85頁）を調達し、「労働者の習慣的要求」（〔12〕⑤274頁）を満たすのかが問われていた。にもかかわらず、例えば、主婦自らが「家族用の衣料」（〔12〕①230頁）から裁縫する時代から「既

製服販売人 (slopsellers)」 ([12] ④198頁) を介しての購入へと推移していく中で、最貧階級家庭にあってはシンガー社のミシンが既製服を大量生産した後も依然として古着の利用を余儀なくされていた¹¹⁹⁾ [図5を参照]、また無学で「墮落した家庭の習慣」で育った多数の下層階級の女子は料理方法を習う機会を殆どなかったのも、料理の仕方を知らなかったのである¹²⁰⁾。

図5. ランバー・コートにあった古着屋 (1877年)



(注)『写真で見るヴィクトリア朝ロンドンの都市と生活』93頁より。

上記の諸相から浮かび上がってくるのは、当時の家事労働が非常な労苦であり、かつそれらが妻（主婦）の双肩に託されていたという史実である。マルサスは、初版『人口論』の中で、狩猟民族の「専制的な主人 (tyrannic lords)」 ([2] 45頁) を指摘したり、また「私は、女性の知的能力が劣っているというつもりは決してないが、教育の違いにより活発な精神的活動を呼び起こされる女性は男性ほど多くないことは認められなければならないと思う。」 ([2] 171頁) と吐露したりしている。2版以降の諸版でも、一再ならず育児の辛労を説き ([3] I 24-5 頁、IV101、111-2、167頁)、併せてエイキン (Jonh Aikin, 1747-1822) 博士の『マンチェスター近郊叙説』(1795年) から「女性たちは良妻賢母 (notable & frugal wives & mothers) となるのに必要な裁縫や編物や、その他の家事 (domestic affairs) を全く教えられていない。このことは女性にとっても、公にとっても非常な不幸であり、一般に農

耕労働者の家庭と製造業労働者の家庭とを比較すれば分かることである。前者では清楚、清潔、愉楽が窺えるのに、後者では、その賃金が耕作者のほぼ倍であるにもかかわらず、不潔、檻褻、貧困が見られるのである。早期の宗教的教育と手本との欠如」〔3〕Ⅲ337-8頁、〔6〕Ⅲ326-7頁）が否めないとの文章を抜き出し、劣悪な女性教育の惨状を憂いてもいた。しかしそれらはあくまでも婦女子の家計補助的賃金¹²¹⁾を念頭に置いての「家庭的幸福」〔3〕I 24頁、〔4〕IV257頁注）の実現であって、かつまたその限りでの「家族責任論」¹²²⁾にとどまっていた。これに比し、ミルの方は40年代の以降に見られる専業主婦化の進展を背後にして¹²³⁾、最貧階級家庭における専業主婦の確立をはっきりと公言し、言うなれば妻（主婦）をその中軸に定置した近代的家族論を展開しているのである¹²⁴⁾。もとより、以上のような卑見は、ミルが人類の半数を占めている「1階級として婦人」〔12〕⑤325頁注1）に対して「依存を強要しないことようにすること、これが正義の要求する最小限の事柄である」〔12〕④126頁）と明言し、断固として「男女間の不平等」〔14〕159頁）の撤廃を揚言して、「両性の社会的・政治的平等」〔12〕2版④127頁）の実現や、「両性の平等の原理」〔14〕67頁）の樹立を立言していたことを毛頭軽視するものではない¹²⁵⁾〔前原鮎美「J. S. ミルのフェミニズムと『完全なる同権の原理』』『マルサス学会年報』26号、2017年〕。ただに、ミルがその現実的達成に向けての1つの歩みとして、専業主婦の有している道徳的意義を認めていたことを確認しておきたいがためである。

IV. 結婚制批判から予防的性交に基づく健康論へ

ところで、正規婚は50年代には増加に転じ、とりわけ予告婚の利用が急増したとされている¹²⁶⁾。ミルは『経済学原理』において、大筋でこの結婚制度を受け入れてはいたけれども¹²⁷⁾、それが内蔵している欠陥については、婦人たちを「完全な家庭的従属（domestic subjection）状態」〔12〕②32頁）に追い遣っている悪の温床として激しく論難した。すなわち、ミルは現行婚姻法によって、「婚資（marriage portion）」〔12〕②218頁）ばかりか、結婚後に「妻が獲得したすべてのものを夫の財産とされ、一方、妻にあっては、夫との同居を強制することによって、夫が加えたいどんな程度の道徳的虐待にも－肉体的虐待にさえも－大抵甘んじなければならない」〔12〕⑤317頁、また〔12〕④118頁、⑤19頁も参照）現況にあると論評した¹²⁸⁾。ドライズデルはこうした思潮にあって、主著『社会科学要論（*The Elements of Social Science*）』（1854年、但し、初版時の題目は『肉体的・性的・自然的宗教』

で、1857年3月刊の2版以降からこの主題に変更され、爾後没後の1905年に刊行され、初めて実名を記した最終版の35版に至るまで踏襲された。なお、本稿では90年刊の28版を用いた)を上梓して、より急進的にこの欠陥を結婚制度の、なかんずく結婚の「解消し難い (irrevocable or indissoluble)」([1] pp. 356, 358, 506-7) 性質の廃絶と、友愛結婚への転換とでもって超克しようと訴え、1波乱を巻き起こそうと企てたのである。

内科医であったドライズデール¹²⁹⁾の『要論』(本論約600頁、なお初版は全449頁で、59年に刊行の3版で140頁から成る第Ⅳ編・社会科学が増補された)の全容はこれまで殆ど知られてこなかった¹³⁰⁾。それゆえ、第Ⅰ編・肉体的宗教 (pp. 1-50)、第Ⅱ編・性的宗教の前半部 (pp. 51-240)、及び第Ⅲ編・自然的宗教 (pp. 399-450) については省略するけれども、その目次を一覧しておく、Ⅱ編の最後部に配置されている「売春」(pp. 241-74)、「マルサス氏著の『人口論』の摘要」(pp. 275-318)、「人口の法則に関するミル氏やその他の所見」(pp. 318-32)、「貧困、その唯一の原因と社会問題に対する唯一の救済策」(pp. 333-98)に視線が向き、また、「社会科学の主要要素」(pp. 453-8)、「人口の法則、すなわちマルサス主義の法則」(pp. 459-87)、「行使、多産、及び農業の法則」(pp. 487-507)、「人口の法則に関する英国の内外の著述家・経済学者たちの生涯」(pp. 508-36)、「経済学の重要な (chief) 法則」(pp. 537-8)、「生産の法則」(pp. 538-51)、「分配の法則」(pp. 551-72)、「交換の法則」(pp. 572-88)、「経済学と働く (working) 階級」(pp. 588-91)、「貧困に対する国家の救済策」(pp. 592-7)、「上記の法則の要約」(pp. 598-602)、及び「付録」(最終版で全70頁)から構成されている第Ⅳ編・社会科学に目が落ちよう。中でも、ツルーラブ (Edward Truelove, 1809-99) によって50年代の終わりに1ペニーで出版された小冊子で、『要論』の骨子が収縮されている M. G. H. 著『貧困：その原因と救済策』は見逃せないであろう。しかしこの輪郭の紹介は、拙論「マルサスの慎慮的抑制論からドライズデール兄弟の産児制限論」永井・柳田編『マルサス人口論の国際的展開』2010年、74-80頁に委ね、ここでは本節の見出し課題のみを取り上げることにする。

ドライズデールは1851年の国勢調査報告に依拠して、「イングランドの幾つかの地方やスコットランドの多数の田舎部では、20歳以上の未婚女性の割合は当該全女性の41パーセントである。いまだ未婚である20歳から40歳の女性は140万7,225人である。また40歳以上の年配のおとめは35万9,969人である」([1] p. 345) とか、あるいはまた、「大英国では20歳から40歳までの100人の女性の内42人が未婚女性 (spinster) ¹³¹⁾ となっている。」([1] p. 471) と述べ、移出民者における男性超過

や上・中階級の晩婚化等の結果として、「一夫一婦制」〔1〕 p. 356) 下での「女性過多」〔1〕 p. 355) が現出し、結婚できない未婚女性から活力を奪い、併せてヒステリー症や神経衰弱を引き起こしてもいる¹³²⁾と論を進めている〔1〕 p. 345)。そして究極の所、「結婚はある限られた階級による愛や子孫の恵みの独占」〔1〕 p. 361) をもたらす以外の何ものでもないと痛論し、「両性間のより親密な友愛関係 (friendship)」〔1〕 p. 381) が「性道德の真の標準」〔1〕 p. 380) として確立されていくのを願望していく¹³³⁾。いまこれを額面通りに受け取るなら、「ガヴァネスの不満足な状況」〔1〕 p. 405) に甘んじたり¹³⁴⁾、その身を売春婦¹³⁵⁾に落とすのを余儀なくされている未婚女性たちに「根本的な (primary) 必需品」〔1〕 p. 340) である「食物」と共に「性的必需品」〔1〕 p. 374) である「性愛 (sexual love)」をも保証し〔1〕 p. 317, 348, 408)、1週間に2回程度の「友好的な性交」〔1〕 p. 78) ないしは「穏当な性的満足」〔1〕 p. 79) を味わうよう希求したと括りうる。そしてその際に、ポーランドの人道生理学者ラシボルスキー (Adam Raciborski, 1807-71) の伝書『女性における思春期と更年期』(1844年)等に学んで〔1〕 p. 349)、各男女が「あらゆる不必要な出生」〔1〕 pp. 365, 383) を避け、2～3人の出生数に調節するための「家族規模の制限」〔1〕 p. 592, 595) 手段として「予防的性交」¹³⁶⁾を推奨した〔1〕 p. 354)、大雑把にはこのように整理できよう。

この「予防的性交」は、何よりもまず、ドライズデールが勤労を惹起させるマルサスの性的情欲を心底から称賛する一方で〔1〕 p. 273)、¹³⁷⁾「マルサスによって発見された制限的な性法則」〔1〕 p. 346) が提出した「貧困、売春、及び独身による禁欲」〔1〕 p. 599) という3大社会的害悪を解消していく上での切り札であった。このゆえに、ドライズデールは安んじて、「現在われわれの間で主として必要とされているのは、生活必需品、すなわち食物、愛、及び余暇 (leisure) である。そしてこれらが全員の人びとや男女に行き渡るまで、奢侈について語ることは殆ど無価値である」〔1〕 p. 450) と論じたのである。しかしながらその際、ドライズデールの胸底には、もう1つの眼目が潜んでいたように思われてならない。それは、生理学者ドライズデールが子の生誕を「神の思召し」〔12〕 ②334頁) とする俗説に果敢に立ち向かった末での1産物であり、「女性性 (female sex)」〔1〕 pp. 352, 355, 357) という用語からも窺知できる¹³⁷⁾ように、男女両性を「生殖器官の法則」〔1〕 p. 53) に沿って分別、理解しようと努めてもいて、「人類の健康と徳にとってとても不可欠と思われる生殖器官の正常で十分な行使 (exercise)」〔1〕 p. 272) への方途を探求しようとしている点である。ドライズデールの帰

結は「男女の健康と徳にとっての性交の必要性についての無知は医学哲学、並びに道徳哲学における最も基本的な誤りである。」（〔1〕 p. 374）と明快である。この部面からは、ドライズデールなりに「諸国民の経済状態が、自然科学の (physical) 知識によるものである限り、それはまさに自然科学並びにそれに基礎を置く技芸 (art) の課題である。しかしその原因が道徳的または心理学的 (psychological) なもので、制度や社会的関係に、あるいは人性の原理に依存する限りにおいては、それらの探究は自然科学に属せず、道徳科学ないしは社会科学に属し、いわゆる経済学の対象となる。」（〔12〕 ①61頁）という規定に、また「人間進歩の一般的理論という、経済学よりも遥かに広範かつ困難な研究題目」（〔12〕 ②15頁）に立ち向かおうとしている姿勢が窺われ、目を引かれる。

例えば、ドライズデールは必需品としての余暇の重要さを何度も説いているが（〔1〕 pp. 334, 336, 337, 342, 347, 348, 364, 374, 398, 598）、これは「職業の中には、精神的能力を非常に奪い去り、消耗させ、そのために余暇の合間にさえ他の課題に幾分かの活力を割くのを許さないものもある」（〔12〕 ⑤350頁）とのミルの所見を受けてのことと考えられないであろうか。また同様に、ドライズデールが「肉体的健康」に勝るとも劣らないほどに「精神的健康」や「道徳的健康」に着意して、「体と心の健康は人類の主要な目的であるべきなのである」と声高にしている¹³⁸⁾のは、ミルが「公共道徳の低い」（〔12〕 ⑤78、148頁、また②331-2頁も参照）現況を憂い、最貧階級の人々に向けての「精神的道徳的教育」（〔12〕 3版①26頁）を通してのその「精神的発達 (cultivation or progress)」（〔12〕 ②256、351頁、④122頁）を願いつつも（〔12〕 ①345頁、②33頁、④77、115、122-3頁）、この「精神的改善」（〔12〕 ⑤299頁）の過程で彼らが逢着するかもしれない「心労 (cares) や心配 (anxieties)」（〔12〕 ②166、167頁）から時として陥っていく「精神異常者 (lunatic or insane persons)」（〔12〕 ⑤21、315頁、318頁注1）に気遣っていることと全く無関係であるようにも思えない。すなわち、ミルは「人類の精神的幸福」（〔13〕 107頁）を至上命題にした『自由論』（1859年）でも、「精神異常」（〔13〕 139頁注）を視野に取り込んでいたし、『解放』に至っては、ヒステリーや失神にも言及し、それらを「男性よりも女性により多く遺伝することが…多い」とも指摘して（〔14〕 128-9頁）、「男女両性間の精神的な相違」（〔14〕 138頁）にも目を遣り（〔14〕 135-6頁）、「いずれ健全な心理学が発達して」（〔14〕 40頁）神の命という神話を打破してくれるのを待ち望んでいた¹³⁹⁾。翻って、ドライズデールの方は甚だ粗雑で型破りではあったけれども、根源的な精力 (vital energy) の主発条である性的欲望（〔1〕 p. 409）を源泉とする「心の健康の法則」（〔1〕 p. 432）あるいは「精神的

健康の法則」〔1〕 p. 432) を導出し、「性的徳、あるいは性的健康の真実の理論」〔1〕 p. 498) を打ち立てようと試行していたのである。これを無謀な野望と嘲笑に付すこともできよう。しかし、それがいまだ「英国心理学の古い観念連合論学派の人々」が神学的色合いを滲ませた「伝統的道德哲学の認識論」を十二分に払拭できていなかった時勢にあって¹⁴⁰⁾、素朴であれドライズデールが上のような「(比較)心理学」〔1〕 p. 46, 457) の構築を企図していたことを忘失してはならないであろう。ドライズデールの試論はフロイト (Sigmund Freud, 1856-1939) の「性理論」¹⁴¹⁾より以前の「精神科学」〔1〕 pp. 50, 174, 431) の1つとして数えても差し障りないのではないだろうか。

V. 結び：死亡秩序から見る新マルサス主義の裏面

その反面、経済学的思索については、ドライズデールはミルの『経済学原理』に全面的に負っているように思える。それは賃金基金論についても例外ではない〔1〕 pp. 480-7, 557-60)。確かにドライズデールは「惑溺」を持ち出しているはいるけれども〔1〕 p. 379)、それは「愉楽」との関連ではなく、「放縦 (licentiousness)」との対比で言及されているだけで、極有り触れたものであろう〔12〕 ①36頁)。賃金基金論を基礎に置く「愉楽の標準」の用法に限っても、ドライズデールがマルサスを媒介にしてミルから摂取しているのは一目瞭然であり¹⁴²⁾〔1〕 pp. 319, 322, 324, 383, 391, 392, 482, 483, 486, 559, 562, 563, 565, 570)、かつまた「習慣的な愉楽の標準」〔1〕 pp. 319, 322, 324、また pp. 392, 486, 563も参照)もミルの響に倣っているのは疑いの余地がないであろう¹⁴³⁾〔12〕 ②172頁、④84頁)。

であるのに、兄ジョージを敬慕してやまなかった弟ロバートは決して『要論』に背を向けてはいないものの、基本的にはマルサスとミルの著作に学んで¹⁴⁴⁾、ロンドンのランガム・ホールで77年4月11日に再結成する決議をなした新生のマルサス主義同盟の会長に7月11日に就任し、運動を展開していった¹⁴⁵⁾のである。ここでは、ロバートが *The Life and Writing of Thomas R. Malthus*, 2nd ed. (London: George Standing, 1892) [初版は87年10月刊] の中で、1度ならず「物質的愉楽」(p. 6)を含む「愉楽の標準」(pp. 15, 30, 43, 111) を使用して¹⁴⁶⁾、「解消し難い結婚に好意的な」(p. 62) マルサスは労働貧民の愉楽の賃金基金への依存やその愉楽の決定的な向上を説き (pp. 78, 80)、彼らの「かなりな程度の余暇の所有に気付いていた」(p. 11) と論述していることを示すにとどめておきたい。そして締めくく

りとして、新マルサス主義（運動）の裏面に一条の光を投じてみたい。

まず、既存の成果を道標に本論の要旨を略言しておくなら、マルサスはペイリーに依拠した神学的功利主義を定礎にして¹⁴⁷⁾、スミス（Adam Smith, 1723-90）から賃金論を批判的に摂取しながら、不徹底であれ賃金基金説を提唱し¹⁴⁸⁾、「労働者の向上の可能性」に関する楽観主義的な見通しを提示した¹⁴⁹⁾。そしてこの楽観論の底部には、「マルサスは労働維持基金の増加は可能であるといい、しかも、その使用により労働者がよき生活習慣と、よき食糧とを得ることが生活程度を増進させ、したがって、高き賃金への原因をなすことがある」¹⁵⁰⁾との認識があり、この限りにおいては、マルサスは文明社会でマルサス主義的結婚システムが機能すれば、「中流階級化が進行するであろうという楽観的な展望を抱いていた」¹⁵¹⁾と判断できる。筆者は以上のような諸論に対して真っ向から異論を唱えるものではない。ただ、「社会の労働階級の境遇は、部分的には、国の資源〔2版で、「労働維持の基金」と改訂される〕と労働に対する需要とが増大しつつある比率に、また部分的には、食物、衣服、及び住居に関する人々の習慣に明らかに依存しなければならない」（〔7〕及び〔11〕下、18頁）との文意を、「愉楽の標準」と人口（出生）との関係から読み解くことで、新マルサス主義の系譜を振り返ろうとしたに過ぎない。この意味では、結果的に、杉山俊治「賃金理論と人口論」『南山大学・アカデミア』24号（南山学会、1959年）68-70頁の延長線上での議論になっているのかもしれない¹⁵²⁾。しかし生活標準向上論という観点から「性のコントロールの問題」¹⁵³⁾に接近し、真正面から新マルサス主義を見据えるなら、本論のような整理になるのではなかろうか。

しかしながらこうした接近法だけでは、新マルサス主義の裏面を見失ってしまわないかと恐れてもいる。というのも、2版『人口論』以降の諸版で導入されたのは道徳的抑制論だけではなく、少なくともマルサスは何人かの「政治算術の著者」（〔3〕II 249、281頁）あるいは「政治計算家（political calculators）」（〔3〕II 5頁、149頁注1、165、頁）が残した知的遺産を範にして¹⁵⁴⁾、明確に、「あらゆる旧国では、結婚と出生とは主として死亡に依存し、また大死亡率ほど早婚に対する有力な奨励はない」（〔3〕IV 49頁）と説き及んで¹⁵⁵⁾、「死亡秩序（order of mortality）」（〔3〕II 5頁）に目を凝らしていたのである。とりわけ、マルサスは「結婚まで生存する産児の比率」に注視し、「公共的見地からすれば、10歳未満で死亡する全ての子供はその時まで生存に費やされた全部にあたる国民的損失である」と痛憤している¹⁵⁶⁾。改めて言うまでもなく、多産多死から少産少死への移行過程で必ずや顕現してくる多産少死（乳幼児死亡の低下）という局面が到来してこそ、初めて慎慮的抑制や自発的な産児が本格的に広がっていくのである。そしてマルサスもまた

このことに気付いていた¹⁵⁷⁾のである（〔3〕II 83-100頁、〔8〕312-6頁）。

裏返してみるなら、マルサスは文明社会での富の継続的な増進と並行して労働者家庭の生活習慣もまた絶えず改善されていく必要があり、「自己と妻子を品位があって、かつ愉楽の内に (in decency and comfort)」、また「健康に」育てくれる家庭作りを渴望していたとも言い換えるのである¹⁵⁸⁾。もしこうした視角を欠落してしまうと、マルサスがなぜ「清潔 (cleanliness) の習慣」や「個人的に尊敬に値する (respectability)」までも視野に収めていたのか¹⁵⁹⁾、その理解に苦しめられよう。イングランドの人口転換にも3つの段階があり、「18世紀半ばまでは、高い出生力は高い死亡率によって調節されていた。やがて、健康面での幾つかの改善と疫病の消滅がみられた。そしてしばらくの間、高い出生力の時代が続いたが、赤ん坊と若い母親が以前のように死ななくなって、人口が急増した。そして、100年以上の後に、受胎調節の導入によって出生力が低下させられるようになってようやく人口の平衡状態が達成された」¹⁶⁰⁾と通観されている。こうした中で、19世紀の医学上の進歩や公衆衛生の進展による死亡率の低下¹⁶¹⁾を否定している憾みがありはするけれども、マッケオン (Thomas Mckeown, 1912-86) が生活向上と食生活の改善に基づいた死亡率の低下を説いている点にはもっと目を注いでも良いのではないだろうか¹⁶²⁾。新マルサス主義のもう1つの側面を描き出すことができるように思われてならない。

(注)

- 1) ボナア著堀・吉田訳『マルサスと彼の業績』（改造社、1930年）36頁、J. Bonar, *Malthus and His Work* (London: Macmillan & Co., 1885), p. 24、またその着眼はJ. Bonar, *Parson Malthus* (Edinburgh: Lorimer & Gilles, 1880), pp. 25-6にまで遡れる。
- 2) 例えば、Ussher, *Neo-Malthusianism* (London: Methuen & Con., 1897), p. 13、神戸正雄 (1877-1959年)「新まるさす主義」『経済論叢』2巻5号 (京都帝国大学法科大学、1916年) 7頁。
- 3) 『苦悶の人口』（銀座書店、1946年）25頁や、『人口学入門』（廣文社、1950年）79頁を参照。
- 4) Bonar, *Parson Malthus*, p.25.
- 5) ジョン・プレッ著溝川喜一・橋本比登志編訳『マルサスを語る』（ミネルヴァ書房、1994年）55頁。
- 6) 北野大吉著『ロバート・オウエン』（同文館、1927年）231-45頁、マーガレット・コール著新田訳『ロバート・オウエン伝』（白桃書房、1974年）163-8頁。
- 7) 例えば、卵大のコルク片や海綿から作られたベッサリーや、当時「フランスの手紙」と呼称されていた粗雑なコンドームなどが考えられる〔Y. クニビレール、C. フーケ著中嶋公子ほか訳『母親の社会史』（筑摩書房、1994年）161、342頁、K. チェズニー著植松靖夫ほか訳『ヴィクトリア朝の下層社会』（高科書店、1991年）420頁注25、及びフランソワ・ルブラン「避妊のはじまり」G. デュビーほか著福井憲彦・松本雅弘訳『愛と結婚とセクシャリティ

- の歴史』(新曜社、増補版1993年) 76-77頁)。
- 8) P. Fryer, *The Birth Controllers* (London: Secker & Warburg, 1965), p.45.
 - 9) J. R. ギリス著北本正章訳『結婚観の歴史人類学：近代イギリス・1600年～現代』(勁草書房、2006年) 361、363頁。
 - 10) 同上訳書362頁。
 - 11) コール前掲訳書76頁。
 - 12) E. ショーウォーター著山田晴子ほか訳『心を病む女たち』(朝日出版社、1990年) 55頁。
 - 13) 北野前掲書69-70頁。
 - 14) 岡崎文規著『マルサスと人口減退』(三一書房、1966年) 32頁。
 - 15) 同上書33-7頁、森岡仁「J. S. ミルの人口と経済」『中央大学経済論纂』47巻3・4号(中央大経済学研究会、2007年) 150頁、より詳細には、岡崎「ジェームズ・ミルと新マルサス主義」『苦悶の人口』32-48頁、寺尾琢磨「新マルサス主義の先駆者フランシス・プレース」『三田学会雑誌』27巻4号(慶応義塾経済学会、1933年)、同氏著『人口理論の展開』1948年、184-94頁、及び柳沢哲哉「フランシス・プレースにおける人口原理」『社会科学論集』118号(埼玉大学経済学会、2006年)等を参照。
 - 16) アルフレッド・ウォラス著佐久間鼎・佐久間ふき訳『社会の缺陷と道徳の新紀元〔1913年〕』(方文閣、1922年)、158-65、176-81、187-91頁、ベーベル著伊東勉・土屋保男訳『婦人論』(大月書店、1958年) 下256、482、512頁、及び吉田忠雄著『社会主義と人口問題』(吉田忠雄著『社会主義と人口問題』(社会思想研究会出版部、1959年)、134-6、209-13頁、また R. Dean, "Owenism and the Malthusian Population Question, 1815-1835", *History of Political Economy*, Vol.27, No.3, (Fall, 1995), pp.584-88や、拙論「ダーウィン主義者の土地社会主義論」柳田芳伸・姫野順一編著『知的源泉としてのマルサス人口論』(昭和堂、2019年) 159-60頁等も参照。
 - 17) ショーター稿松野安男訳「女性解放と産児制限の社会史(1973年)」『産育と教育の社会史』編集委員会編『生活の時間・空間 学校の時間・空間』(新評論、1984年) 81、83頁。
 - 18) 受胎後4ヶ月以内での中絶行為を禁じた1803年に始まる近代的な中絶立法の推移については、M. ポッツ、P. ディゴロイ、J. ピール著池上千寿子・根岸悦子訳『文化としての中絶』(勁草書房、1985年)210-4頁や、A. マクラレン著荻野美穂訳『性の儀式』(人文書院、1989年)5章を参照。
 - 19) D. プール著片岡信訳『19世紀のロンドンはどんな匂いがしたのだろうか』(青土社、1997年) 270頁、ちなみに、中絶性交は「ギリシャ・ローマ社会では、離散ユダヤ人の間で行われていただけで、西欧には中世になって入ってきたものらしい」と概説され〔度会好一著『ヴィクトリア朝の性と結婚』(中央公論社、1997年) 27頁〕、またマルサスもしっかりと視野に収めていた「授乳する(suckling)習慣」(〔3〕I、54、161頁)については、性的興奮が母乳「を汚し、乳飲み児の生命を脅かすから授乳期間中の妻との交わりは避けるべし」という医学理論が存していた〔度会前掲書127頁、またE. ショーター著田中俊宏ほか訳『近代家族の形成』(昭和堂、1987年) 79頁も参照〕。
 - 20) ショーター同上訳書193頁。
 - 21) L. ダヴィドフ、C. ホール著山口みどり他訳『家族の命運：イングランド中産階級の男と女1780～1850』(名古屋大学出版会、2019年) 259頁。
 - 22) A. マクファーレン著船曳建夫監訳『イギリスと日本：マルサスの罫から近代への跳躍〔1997年〕』(新曜社、2001年) 325-6頁、また319、386、387頁も参照。

- 23) 中田元子著『乳母の文化史』（人文書院、2019年）133頁。
- 24) N. E. ハイムズ著古沢嘉夫訳『受胎調節の歴史（1936年）』（河出書房新社、1957年）168頁、荻野美穂著『生殖の政治学』（山川出版、1994年）35頁、マクファーレン前掲訳書327-8頁、及びA. コリア著藤田真利子訳『コンドームの歴史〔2007年〕』（河出書房新社、2010年）169-71頁を参照。
- 25) J. A. & O. バンクス夫妻著河村貞枝訳『ヴィクトリア時代の女性たち：フェミニズムと家族計画』（創文社、1980年）9-10、116、121、158頁、わけでも111頁を参看。
- 26) 井野瀬久美恵「家族、それは『大英帝国』の絆」河上倫逸編『ユスティアス②：家族・社会・国家』（ミネルヴァ書房、1991年）130-1頁、並びに度会前掲書227-8頁を参照。
- 27) バンクス前掲訳書4、163頁。
- 28) A. マクファーレン著北本正章訳『再生産の歴史人類学：1300～1840年 英国の恋愛・結婚・家族戦略』（勁草書房、1999年）74頁。
- 29) マルサスは「われわれがもっている人類の歴史は、上層階級の歴史にすぎない」（〔2〕38頁、及び〔3〕I、29頁）と言及していたが、ショーターもまた文学的資料の大半は「中流階級の上層や上流階級の人々によって書かれ…いってみれば5パーセントの人々の経験を表現しているにすぎない」と把握していた〔ショーター『近代家族の形成』9-10頁、またxiii頁も参照〕。ちなみに、当時の「貧しい労働者階級では、二人が約束を交わせばそれが結婚となっ」ていた〔ジュリー・ピークマン著塩野美奈訳『庶民たちのセックス』（KKベストセラーズ、2006年）344頁〕。
- 30) ショーター「女性解放と産児制限の社会史」81、83頁、また105、107-8頁も参照。
- 31) ショーター『近代家族の形成』261-2頁。
- 32) ショーター「女性解放と産児制限の社会史」85頁。
- 33) ショーター「女性解放と産児制限の社会史」81頁、また97頁も参照。
- 34) ちなみに、マクファーレンはこの文言を1論拠にして、「イングランドにおける求愛行動の歴史はマルサスの希望をかなりの程度みだすものであった」と主張している〔マクファーレン『再生産の歴史人類学』359頁〕。
- 35) 南亮三郎「マルサスの増殖原理と性愛論」『人口理論と国際貿易』（大同書院、1938年）91-2頁、但し引用に際しては、字体等の改変を施している。
- 36) また、拙論「マルサス主義的結婚システムの一展開」柳田芳伸・諸泉俊介・近藤真司編『マルサス ミル マーシャル』（昭和堂、2013年）46-9頁も参照。
- 37) 橋本比登志「W. ペイリーの人口論と経済思想」久保芳和・真実一男・入江奨編著『スミス、リカードウ、マルサス』（創元社、1989年）133-55頁。
- 38) 例えば、田代不二男著『英国の救貧制度』（有斐閣、1958年）82頁や、大前朔郎著『英国労働政策史序説』（有斐閣、1961年）165頁注3。
- 39) 川田昇著『イギリス親権法史』（一粒社、1997年）65頁、拙著『増補版 マルサス階級論の展開』（昭和堂、2005年）iv-v頁。
- 40) 下層階級の場合、11シリング程の経費の「予告婚（solemnization of a marriage）」（〔3〕IV86頁）であったと推察される〔拙論「マルサス主義的結婚システムの一展開」66-7頁注28〕。
- 41) マクファーレン『再生産の歴史人類学』295-9頁も参照。
- 42) 度会前掲書103頁。
- 43) 前掲拙著210-4頁。但し、マルサスは都市部における「非合法的性交（illicit intercourse）

- のより大きな容易さ (facility)」（〔3〕IV287-8頁注1、またII143頁やIV17頁も参照）が結婚意欲を殺ぐ1因となっていると付言してはいる。
- 44) ちなみに、当時の法定結婚可能年齢は男子14歳以上、女子12歳以上であり、21歳以下の若者の結婚については両親または保護者の許諾を要した〔マクファーレン前掲訳書149頁やピークマン前掲訳書52頁等を参照〕。
- 45) 低下傾向にあったものの、これらの結婚年齢は当時の実態をかなりの確に映し出していたといえよう〔斎藤修編著『家族と人口の歴史社会学』（リプロポート、1988年）228-31頁、並びにJ. R. ギリス前掲訳書、171-2頁〕。また第1子～3子までの出産間隔は、例えば各々14月、28月、31月と推計されている〔マクファーレン『イギリスと日本』305頁、またマクラレン前掲訳書120頁も参照〕。
- 46) 前掲拙著28-30、51-6、77-8、141頁や、前掲拙論50-2頁を参照。
- 47) 例えば、伊部英男著『新救貧法成立史』（至誠堂、1979年）、52-3頁、川田前掲書92、109-10頁、長谷川貴彦著『イギリス福祉国家の歴史的源流』（東京大学出版会、2014年）193、220頁。
- 48) マルサスによる大家族への一時的な手当での肯定論に関しては、近年、近代的家族の形成と関連させた極めて周到で有益な卓論が神学的功利主義の視点から分析されていて、そこでは2版での妻と6人への教区手当が3版からは「5、6人」への手当へと変更されていること等が適切に摘出、検証されている、柳沢哲哉「マルサス『人口論』における救貧法批判の論理」『マルサス学会年報』24号（マルサス学会、2015年）。ちなみに、マルサスによるこの子供数の概算はおおむね当時の実情を反映していたと推されよう、斎藤前掲書218頁、M. アンダーソン著北本正章訳『家族の構造・機能・感情』（海鳴社、1988年）16頁、並びにP. ラスレット著坂田利夫・奥田伸子訳『ヨーロッパの伝統的家族と世帯』（リプロポート、1992年）15頁。
- 49) 例えば、ヴィクトリア期における夫の週給が14～6シリングの場合では、11歳の男の子なら週に6シリング程度を稼ぎ出し、また「殆どの少年の稼ぎは母親のそれを上回」っていて、女性の収入は男性の「約半分から3分の2」程であった〔R. グッドマン著小林由香訳『ヴィクトリア朝英国人の日常生活』（原書房、2017年）上249-50頁〕。
- 50) 伊部前掲書34-5頁。
- 51) 小山路男著『西洋社会事業史』（光生社、1978年）114頁。但し、924の教区は97年以降その都度連合化されていった〔榎原朗著『イギリス社会保障の史的研究I』（法律文化社、1973年）82頁〕。
- 52) 救貧行政全般については、吉尾清著『社会保障の源流』（関西学院大学出版会、2008年）2章が手引きになるし、またその詳説を大沢真理著『イギリス社会政策史』（東京大学出版会、1986年）36-40頁や長谷川前掲書199-202頁等から窺知できもする
- 53) ちなみに、グレットナ・グリーンとはスコットランド南西部の小村の呼称であり、他端の南東部ではコールドシトリームの地がこの種の秘密婚の拠点となっていた〔岩田託子著『イギリス式結婚狂騒曲：駆け落ちは馬車に乗って』（中央公論新社、2002年）31頁〕。
- 54) 岩田前掲書35-6頁、及びギリス前掲訳書308、311-4頁。
- 55) ギリス前掲訳書352頁、また317-26、330-5頁も参照。
- 56) 榎原前掲書、111頁。マルサスは「わが国のあらゆる者は、一定の事情の下で、法律上教区救済を受ける資格がある」（〔3〕IV117頁）と論及しているけれども、例えば、1840年時点では、1,600万人であったイングランド及びウェールズ住民のうちの7分の6が救貧法適

- 用地域で暮らしていた〔K. チェズニー著植松靖夫ほか訳『ヴィクトリア朝の下層社会』（高科書店、1991年）22頁〕。
- 57) 長谷川前掲書 8 頁を参照。
- 58) 例えば、ギリス前掲訳書319-21、330- 1 頁。
- 59) 伊部前掲書52- 3 頁。
- 60) 大沢前掲書53頁、及び檜原前掲書122頁。
- 61) 小山前掲書34- 6 頁、檜原前掲書43- 4 頁、及び大沢前掲書26- 7 頁等を参照。
- 62) 若い未婚の女性が先陣を切って旧弊を忌避して離郷向都したとされている〔ショーター『近代家族の形成』277頁、ギリス前掲訳書269頁〕。
- 63) とりわけ、「多くの産業労働者が一時解雇される冬季」（チェズニー前掲訳書55頁、また同訳書106頁も参照）である11月～翌年4月における救貧救済が多であった〔S. A. Shave, *Pauper Policies ; Poor Law Practice in England, 1780-1850*, 2017, pp.94-5〕。
- 64) 小山前掲書37頁。また、そのせいもあってかロンドンのフリート街にたむろする聖職者を介した安上がり結婚（2 シリング 6 ペンス）も相変わらず続発していた〔ギリス前掲訳書150- 5 頁〕。
- 65) M. パターソン著山本史郎監訳『図説ディケンズのロンドン案内』（原書房、2010年）288 頁、またギリス前掲訳書307頁も参照。なお、民事婚制に基づいた「結婚証明書」の発行が始まるのは1837年以降のことである〔岩田前掲書39頁〕。
- 66) プール前掲訳書272頁。また、マクファーレン『再生産の歴史人類学』373頁やチェズニー前掲訳書52頁をも参照。
- 67) アイルランドの移民者が持ち込んだとされる「バンドリング (bundling) という男女の交際の風習」も婚前交渉に弾みをつけていたのかもしれない〔ショーター前掲訳書48頁、ピークマン前掲訳書51頁、及びギリス前掲訳書178、188- 9、323- 4 頁〕。また、いわゆるできちゃった婚がおよそ3分の1を占めていたことも的外れとはいえないであろう〔U. T. J. アーケル著松村昌家訳『イギリスの社会と文化200年の歩み』（英宝社、2002年）194頁、M. ヤーロム著林ゆう子訳『妻の歴史』（慶応義塾大学出版会、2006年）226頁〕。
- 68) 小山前掲書39頁。ちなみに、浮浪とは「田舎の習慣的な放浪と、そのような放浪生活にはやむをえない他人の物失敬する行為を意味」していた〔チェズニー前掲訳書405頁注4〕。
- 69) D. スーデン著山森芳郎ほか訳『図説ヴィクトリア時代イギリスの田園生活』（東洋書林、1997年）205頁。
- 70) パターソン前掲訳書291頁。
- 71) チェズニー前掲訳書101頁。
- 72) 私生児に対する救貧費は「1830年代の福祉支出全体の5分の1」を占めていた〔ギリス前掲訳書203頁〕。また34年以降も子供の遺棄は増加し、19世紀中頃には全出生数の5パーセントにまで達し〔吉田恵子ほか著『女性と労働』（日本経済評論社、2004年）70頁、及びギリス前掲訳書172頁〕、その後は反転していった〔バーン&ボニー著吉田檀ほか訳『売春の社会史』（筑摩書房、1991年）287頁〕。そうした中で、イングランド南部における私生児の割合は相対的には低かったとされている〔J. R. ウォーコウィッツ著永富友海訳『売春とヴィクトリア期社会』（上智大学出版、2009年）482頁注11〕。なお、私生児の生存率については、60、70年代に至っても、製造業地帯で約4割、ロンドンでは何と1割であったと推算されている〔ギリス同訳書386頁、並びにパターソン前掲訳書285頁を参照〕。ちなみに、当時の一般的な乳幼児死亡率は約15パーセントであり、マルサスの推算では、ロンドンにおける新生

- 児の半数は3歳未満で夭折していた〔L. A. ポロク著中地克子訳『忘れられた子供たち』（勁草書房、1988年）65頁、スーデン前掲訳書28頁、及び前掲拙著88頁〕。
- 73) 34年の新救貧法によれば、貧民階級の「私生児は事実上母親側だけで養育するようにと定めた…母親は父親と思われる男性からせいぜい週2シリング6ペンスの養育費を要求できる」過ぎなかった〔チェズニー前掲訳書342頁〕。
- 74) スーデン前掲訳書206頁。また〔〔6〕Ⅲ159頁〕も参照。
- 75) パターソン前掲訳書70-1、314頁。ちなみに、カフーン（Patrick Colquhoun, 1745-1820）は1803年に物乞いや浮浪者の数を約9万人と見積もっていた〔金澤周著作『チャリティの帝国』（岩波書店、2021年）69頁、また96-7頁も参照〕。
- 76) 吉尾前掲書241-6、252-3頁。
- 77) マクファーレン前掲訳書27、29頁、R. ハイナム著本田毅彦訳『セクシャリティの帝国』（柏書房、1998年）85頁、及びヤーロム前掲訳書234頁。
- 78) 例えば、バーナード（Thomas Bernard, 1750-1818）が貧民と受給民とを区分していたし、後年にはシーニア（Nassau William Senior, 1790-1864）が、「貧民という言葉には、病気などによって社会の独立したメンバーとしての地位を失った者と、肉体労働だけで生計を支えている者の2つの意味があることを指摘した」とされている〔吉尾前掲書153頁注42、並びに森建資著『雇用関係の生成』（木鐸社、1988年）290頁〕。
- 79) 前掲拙著33-4頁。
- 80) リード（Samuel Read, 1779-1855）の『経済学』（1829年）以降、これら2つの標準を同類視するのが通例であるように思われる〔拙論「サミュエル・リードのマルサス批評」飯田裕康・出雲雅志・柳田芳伸編著『マルサスと同時代人たち』（日本経済評論社、2006年）238頁、248頁注8、並びに拙論「マルサスにおける必需品（小麦パン）と便宜品（靴下）」『長崎県立大学論集』54巻1号（長崎県立大学佐世保校学術研究会、2020年）18頁〕。
- 81) 拙論「マルサスにおける奢侈と道徳的抑制」『千里山経済学』20号（関西大学大学院、1987年）67-8頁。
- 82) 但し、「アイルランド人の貧窮」や「貧窮の水準（wretched level）」、あるいは「その日暮らしの（precarious）生存という貧窮」や「不安定な生存物の貧窮」といった表現は散見される（〔12〕②237、253、267、346頁）。
- 83) ミルは、中流階級には、「自分現状に維持するだけではもの足らず、それを改善しようとの欲求からさらなる抑制を行使している者が少なくない。しかしこのような欲求は労働階級においては殆ど見られないか、あるいはあっても、その効果を殆ど有していない」（〔12〕①300頁、また①325頁、②293-4、343-4頁、⑤89頁も参照）と解している。
- 84) 但し、「人口の慎慮ある規制（regulation）」（〔12〕②342頁、また④104頁も参照）との表記も見られるし、また「慎慮」自体を程度（degree）で表示しようともしている（〔12〕①301、321頁、②204頁、④104頁）。
- 85) ちなみに、「勤勞（industrious）階級」（〔12〕②117頁、④196頁）という文言も皆無ではない。
- 86) また、ミルは「愉樂である扶養」（〔12〕①302頁、②204頁）や「(物質的) 愉樂」についても、程度で示そうとしている（〔12〕①352-3頁、②31、170頁、273頁注1、285、286、349、416頁）。
- 87) ミルは「人口と労働階級の境遇との関連という課題」（〔12〕①304頁）に「人口に関する習慣」と「生活に関する習慣」との側面から接近しようとしている（〔12〕②160、284頁）。

- 88) したがって、「精神的労働」（〔12〕①65頁）の色合いは薄いと考えられる（〔12〕①65、94頁、⑤73頁）。
- 89) ちなみに「不熟練日雇労働者」（〔12〕②346頁）との表記も見られる。
- 90) ちなみに、「物質的愉楽」や「愉楽の習慣」といった表現は他方での「精神的愉楽」を連想させる（〔12〕②170、283頁）。
- 91) この点に逸早く目を向けたのは、ランゲ（Friedrich Albert Lange, 1828-75）の『J. S. ミルの社会問題観とケアリーのいわゆる社会科学の革命』（1866年）であったとされているけれども〔伊藤久秋「ジョン・スチュアルト・ミルの救貧論」『経済思想と学説』（大同書院、1939年）248頁〕、この仔細については、伊藤同書253-9頁、並びに諸泉俊介「J. S. ミルの救貧思想」『マルサス ミル マーシャル』80-92頁を参看、また森岡前掲論文158頁をも参照。ちなみに、例えばミルは、「ウィルト州、サマーセット州、ドーセット州、ベッドフォード州、バッキンガム州…の労働者は、大家族を抱えながら、完全就業の時でも週給8シリングまたは9シリング」であるけれども、こうした場合での10シリングを目安にした賃金補助はかえって人口の急増に帰していくと非難している（〔12〕②302-3、306、321頁）。なお、当時の救貧実態に関しては、安保則夫著『イギリス労働者の貧困と救済』（明石書店、2005年）1章・2章を参照。
- 92) ちなみに、ミルがそこで引き合いに出している「ドイツの2、3の州で行われている結婚制限（Restriction）」（〔12〕②316頁）に関しては、若尾祐司著『近代ドイツの結婚と家族』（名古屋大学出版会、1996年）81-105頁、桜井健吾著『近代ドイツの人口と経済』（ミネルヴァ書房、2001年）10-4頁、及び平井進著『近代ドイツの農村社会と下層民』（日本経済評論社、2007年）3章・4章に詳しい。
- 93) なお、「肉体的自己抑制」（〔12〕①298頁注）という表現からすると、精神的自己抑制も連想させるし、「人口を抑制する」という用例も散在する（〔12〕①361頁、②283、288、346、347頁）。
- 94) 改めて言うまでもなく、この展望は奥深く、教育論はもとより、延いては人間的進歩論にまで及んでいくゆえ、ここでは一切立ち入らない、差し当たっては、松井名津「マルサス人口論への積極的応答」中矢俊博・柳田芳伸編著『マルサス派の経済学者たち』（日本経済評論社、2000年）7章や、前原直子「J. S. ミル『経済学原理』における教育経済論」『マルサス学会年報』25号（マルサス学会、2016年）が糸口となろう。
- 95) こうした見地の原型が2版からあったことはもはや贅言を要しないであろう（〔3〕I 26頁）。
- 96) 森岡前掲論文151頁。
- 97) 森岡同論文153-4頁。
- 98) N.E.Himes, "The Place of John Stuart Mill and of Robert Owen in the History of English Neo-Malthusianism", *Quarterly Journal of Economics*, Vol. xlii, No. 4, (Aug, 1928), pp. 627-40. [ハイムズ稿三浦運五郎訳「英国新マルサス主義史に於ける（ジョン・ステュアート・）ミルと（ロバート・）オーエンの地位」『東北経済論集』1巻（東北学院商科商業研究會、1929年）]、及びN.E.Himes, "John Stuart Mill's Attitude toward Neo-Malthusianism", *Economic History*, Vol. i, No. 4, (Jan 1929), pp. 457-84.
- 99) ちなみに、「1830～40年代に自制と節制を重視する新しい考え、『禁欲の文化』が出現し、1870年代ごろまでにミドルクラスに行きわたった」と解されている〔河村貞枝・今井けい編『イギリス近現代女性史研究入門』（青木書店、2006年）41頁〕。また、仮にいま「惑溺品」

- の主要素として性的な耽溺を想定できるとすれば、ミルは性欲を「自制」の下に置きえると考えていたと推論できよう〔ステイヴン・マーカス著金塚貞文訳『もう一つのヴィクトリア時代』(中央公論社、1990年) 41、43、49頁〕。
- 100) この点の考察については、四野宮三郎著『J. S. ミル体系序説』(ミネルヴァ書房、1974年) 228頁を参看。
- 101) 度会前掲書30- 1、70- 1頁。ちなみに、イギリス人レンドル(Walter John Rendell)が開發した実用的なベッサリーの登場は1880年頃とされている〔バーン&ボニー・ブロー前掲訳書388頁、及びクニピレールほか前掲訳書352頁〕。
- 102) ショーター「女性解放と産児制限の社会史」109頁。
- 103) マクレラン前掲訳書147頁。
- 104) アークル前掲訳書281頁。ちなみに、無防備な性交による妊娠率は3パーセント前後であり〔バーン&ボニー・ブロー前掲訳書、384頁〕、かつ妊婦自身による意図的な墮胎も絶えずに頻発していた〔ギリス前掲訳書287、381頁〕。
- 105) バンクス夫妻前掲訳書163頁。
- 106) グッドマン前掲訳書下31、34頁、あるいはプール前掲訳書340頁。
- 107) K. ヒューズ著植松靖夫訳『十九世紀イギリスの日常生活』(松柏社、1999年) 162頁。
- 108) グッドマン前掲訳書下30- 1、34- 5、40頁。
- 109) グッドマン前掲訳書下30頁。
- 110) マクファーレン『イギリスと日本』251頁。ちなみに、ロンドンでは月に1人当たり約450グラムの石鹼が生産され〔同訳書242頁〕、4オンスの石鹼がかなり大きな骨付きの牛肉と同じ値段で、労働者家庭では体や衣服を洗うのには毎週の家計予算の5パーセントも占めていた〔グッドマン前掲訳書上26頁〕。
- 111) 吉田ほか前掲書62頁注52。
- 112) アークル前掲訳書88- 9頁。
- 113) なお、イギリスには深井戸は余りなかったとされている〔H. パーティキング著齋藤博康訳『英国上下水道物語』(日本水道新聞社、1995年) 186頁〕。
- 114) スーデン前掲訳書20、91頁、並びにプール前掲訳書294頁。
- 115) 角山榮著『産業革命と民衆』(河出書房新社、1975年) 183- 4、255頁や、アークル前掲訳書87- 8頁を参照。
- 116) パーティキング前掲訳書4章、及びヒューズ前掲訳書14- 5頁。
- 117) グッドマン前掲訳書下182頁。
- 118) グッドマン前掲訳書上25頁。
- 119) 友松憲彦著『近代イギリスの日用品流通』(晃洋書房、2016年) 244- 51頁、またロバート・ロス著平田雅博訳『洋服を着る近代』(法政大学出版局、2016年) 95- 8頁やダヴィドフほか前掲訳書182頁も参照。
- 120) L. ザッカーマン著関口篤訳『じゃがいもが世界を救った』(青土社、2003年) 161頁。
- 121) 但し、マルサスが、夫の職場であれ、農業労働者の妻たちによる圃場での収穫作業への従事に好意的であったかについては甚だ疑問である。道徳的に不健全であると感じていたように察せられる〔ケアド前掲訳書150頁、及びダヴィドフほか前掲訳書209頁、またプール前掲訳書225- 6頁やギリス前掲訳書177頁、あるいはスーデン前掲訳書78頁をも参照〕。
- 122) 川田前掲書56- 69、81、91、93- 4、109- 12頁。
- 123) ギリス388頁。但し、ハンフリーズ(Jane Humphries)の丹念な分析によれば、男性稼

- ぎ主モデルは既に産業革命の始期から見られ、「産業革命の進行とともに、家族はますます男性の稼ぎに依存するようになっていったが、その動きは決して一様ではなかった」として、婦女子の家族稼得への貢献度等を仔細に解析し、工場労働者における家族賃金の度合いが相対的に低かったことを検出している〔吉田ほか前掲著43-9頁、及びハンフリーズ稿川崎暁子訳「市場と世帯経済」原伸子編著『福祉国家と家族』2012年、36-43頁〕。
- 124) 拙論「マルサス主義的結婚システム論の一展開」55-7、61頁。
- 125) 前原鮎美「J. S. ミルのフェミニズムと『完全なる同権の原理』」『マルサス学会年報』26号（マルサス学会、2017年）。
- 126) ギリス前掲訳書172、213、372-4頁。
- 127) したがって、ミルは「私通 (fornication)」(〔12〕②333頁)や「私生児 (births or children)」(〔12〕①302頁、②57、59、177、335頁)に、あるいは「売春」(〔12〕⑤18頁)にも目配りしてはいた。
- 128) 離婚の自由化を巡ってのミルとテイラー (Harriet Taylor, 1807-58) との見解の相違は、河村・今井前掲書28-30頁を参照。
- 129) その生涯については、差し当たり、拙稿「ドライズデル兄弟に関する資料」『長崎県立大学経済学部論集』43巻2号（長崎県立大学学術研究会、2009年）を参照。
- 130) 但し、故・佐藤共子(1929-2003)女史の一連の高論、J. Mirian Benn, *Predicaments of Love*, 1992、及び Michael Mason, *The Making of Victorian Sexual Attitudes*, 1994, ch.5等の力作もある。
- 131) スピンスターの様相は、差し当っては、T. オニール著『ヴィクトリアン・レディーのための秘密のガイド』（東京創元社、2019年）140-3頁を参照。
- 132) オニール前掲訳書13章をも参照。
- 133) 但し、友愛結婚自体は既に16世紀初頭には人文主義者たちによって支持されていたが〔キース・トマス著川北稔訳『生き甲斐の社会史』（昭和堂、2012年）309頁〕、「極限られた少数の人々の賛同しかえられなかった」〔ギリス前掲訳書17頁、またピークマン前掲訳書54頁も参照〕。その後もミラー (John Millar, 1735-1801) やウルストンクラフト (Mary Wollstonecraft, 1759-979) によっても取り上げられ〔田中秀夫著『啓蒙と改革』（名古屋大学出版会、1999年）64-8頁や柳沢哲哉「市場と家族」星野富一ほか編著『資本主義の原理』（昭和堂、2000年）17-29頁を、また安達みち代著『近代フェミニズムの誕生』（世界思想社、2002年）134頁、あるいはアイリーン・ジェインズ・ヨー編永井義雄・梅垣千尋訳『フェミニズムの古典と現代』（現代思潮新社、2002年）82-3頁等を参照〕、19世紀前半にあってはオウエン主義者やサン・シモン派の人々が主張していた〔Mason, *op.cit.*, p.190、ギリス前掲訳書358-64頁、及びクニビレルほか前掲訳書229-31頁〕。
- 134) ガヴァネス問題に関しては、船木恵子「イギリスにおける女性労働と古典派経済学」原編前掲書、265-80頁を参照。
- 135) ドライズデルが引用している所では、警視総監のリチャード・マイン (Richard Mayne, 1796-1868) 卿はロンドンでのそれを唯一の生業として暮らしている正規の売春婦数 (シティー部を除く) を8,000人から1万人と見積もっている。一方、タルボット (James Beard Talbot, 1801-81) 氏は『売春の害悪』（1844年）の中で、エディンバラでの数は約800人、グラスゴーでは1,800人、リヴァプールでは2,900人、リーズでは700人、ブリストルでは1,300人、マンチェスターでは700人、そしてノリッジでは500人から700人の間であると記している (〔1〕 p. 472)。

- 136) 具体的には、安全日の利用、膣へのスポンジの挿入と生温水の注入を意味した（〔1〕 pp. 350-2）。
- 137) 但し、ヒューム（David Hume, 1711-76）の著作に散見される「男女両性具有者（ANDROGYNES）」への言及は見当たらない〔田中敏弘訳『ヒューム 道徳・政治・文学論集』（名古屋大学出版会、2011年）450頁〕。ちなみに、両性具有論の回顧は例えばパトリック・グライユ著吉田晴美訳『両性具有：ヨーロッパ文化のなかの「あいまいな存在」の歴史』（原書房、2003年）等においてなされている。
- 138) 拙論「マルサスの慎慮的抑制論からドライズデール兄弟の産児制限論」79-80頁。
- 139) ちなみに、ミル自身は心理学の中心課題を「環境が人間の性格に及ぼす影響に関する法則の分析的研究」（〔14〕70頁）と定め、自らも父ミルの『人間精神現象の分析』（1869年）の公刊にあたってかなり量の注を付したけれども、心理学の確立についてはベイン（Alexander Bain, 1818-1903）とスペンサー（Herbert Spencer, 1820-1903）に託していた〔小泉仰著『J. S. ミル』（研究社、1997年）126、156頁〕。
- 140) J. オッペンハイム著和田芳久訳『英国心靈主義の抬頭』（工作舎、1992年）302-3頁を、あるいはまたR. ポーター著田中裕介ほか訳『狂気』（岩波書店、2006年）107-9頁を参照。
- 141) ショーウォーター前掲訳書242頁、また201-10頁も参照。ちなみに、「性的異常はフロイトが登場するずっと前から精神障害の原因として広範に非難されていた…換言すれば、フロイトは、性に関する共謀的沈黙に終止符をうったというよりは、セクシャリティが精神障害や情緒障害に正確にどのような役割を演じるかに関する、すでに広く行われていた論争に特異な貢献をした、ということなのである」と解説されている〔R. ポーター著目羅公和訳『狂気の社会史』（法政大学出版局、1993年）241頁〕。
- 142) 拙論「マルサスにおける必需品（小麦パン）と便宜品（靴下）」17-8頁も参照。
- 143) なお、ミルが「習慣的な」で形容していると推しえる生活標準の表記法も実に多い（〔12〕①303、351頁、②58、284頁、288頁注3、368頁、④53頁、⑤70、76、274頁）。
- 144) 吉田秀夫著『新マルサス主義研究』（大同書院、1940年）73-4頁、及び拙論「マルサスの慎慮的抑制論からドライズデール兄弟の産児制限論」82-8頁。なお、この経緯については、いみじくも、ドライズデールは「はるかに時代の先をいったフェミニストであった。しかし余りにも急進的な性思想と、無神論以上に嫌悪された産児制限の主張のために、当時の婦人解放運動の指導者たちに完全に無視された」と説明されている。（佐藤共子「ドライズデールの『社会科学の諸原理』に対する初期の新聞の反応」『一橋論叢』80巻3号（一橋大学一橋学会、1978年）305頁）。
- 145) より厳密には、ブラッドロー（Charles Bradlaugh, 1833-91）やG. ドライズデールによって62年に創設され、その後有名無実化していたマルサス主義同盟がブラッドロー・ベザント裁判の公判の最中に再生されたというのが真相である〔下中弥三郎編『人口大事典』（平凡社、1957年。640頁）〕。なお、ロバート自身も事実婚であったことからして、マルサス主義同盟も連盟に好意的であったマーシャル（Alfred Marshall, 1842-1924）と同様に「内縁関係」を広義の結婚に含めていたと解しえよう〔拙論「マルサス主義的結婚システムの一展開」63頁注5、70頁注55〕。
- 146) なお、「低い生計の標準」（p. 15）という表記も併用されてはいる。
- 147) 榊原巖著『社会科学としての英国古典派経済学の研究』（平凡社、1961年）254-74、295、301-5、322-5頁。
- 148) 吉田秀夫著『経済学説研究』（第百書房、1932年）373-82頁、同著『マルサス批判の発展』

- （弘文堂書房、1933年）80-6頁、1933年、榊原前掲書282-3頁、竹中恵美子「いわゆる『労働フォンド』と賃金運動」『大阪市大・経済学雑誌』35巻5・6号（大阪市立大学経済学会、1956年）25-45頁、及びM. ブローグ著馬渡尚憲・島博保訳『リカドウ派の経済学』（木鐸社、1981年）188頁。
- 149) 榊原前掲書284、324-6頁。
- 150) 榊原前掲書325頁注。また羽鳥卓也「マルサス賃金の展開」『熊本学園大学経済論集』6巻3.4号（熊本学園大学経済学会、2003年）も参照。
- 151) 柳沢哲哉「マルサスにおける家族と救貧法」『知的源泉としてのマルサス人口論』60頁。
- 152) 但し、ここでも「貧窮の標準」と「愉楽の標準」とは同一視されてしまっている。なお、入江奨「マルサスの『人口論』について」『経済学・歴史と理論』（未来社、1966年）100-111頁の賃金基金分析も参照になる。
- 153) G. R. テイラー著岸田秀訳『歴史におけるエロス』（河出書房新社、1984年）327頁。
- 154) 前掲拙著103頁や、また重田園江著『統治の抗争史』196-204、264-5頁等を参照。
- 155) マルサスが人口動態平行の思想や観念を抱いていたことは既に克明に摘出されている〔林恵海著『人口理論：研究と調査』（刀江書院、1930年）110-33頁〕。わけでも、マルサスがスイス西部にあるレマン湖北東部のヴィヴィ（Vevey）に在住していた牧師ミュレ（Jean-Louis Muret, 1715-96）による論文「ヴォー（Vaud）地方における人口状態の記録」（1766年）について熟思している点は看過できないであろう〔速水融編『歴史人口学と家族史』（藤原書店、2003年）178、391、406、501頁〕。
- 156) 前掲拙著57-8頁。
- 157) H. ブラウン著水島一也訳『生命保険史』（明治生命100周年記念刊行会、1983年）311頁も参照。
- 158) 拙論「マルサス主義的結婚システムの一展開」50頁。
- 159) 前掲拙著98-102頁。ちなみに、1830年代～40年代における衛生（sanitary）「という言葉には、医療の全領域、とりわけ清潔と環境と新鮮な空気が患者をいやすという意味が含まれていた。…汚染された排泄物や空気を患者から取り除き、自己治癒力を引き出すために体に休養の時間を与えること」が包含されていた〔グッドマン前掲訳書下35-6頁〕。また、「正直（honest）」という語に由来するとされる「リスペクタビリティ」という鍵用語〔トマス前掲訳書230、247頁〕については、新井潤美著『〈英国紳士〉の生態学』（講談社、2020年）3章や、山本卓著『二〇世紀転換期イギリスの福祉再編：リスペクタビリティと貧困』（法政大学出版局、2020年）1・2章に詳しい。
- 160) マクファーレン『再生産の歴史人類学』23頁。
- 161) 差し当たっては、館稔「人口と近代的公衆衛生との基本関係」『人口問題研究』7巻4号（厚生省人口問題研究所、1952年）やジョージ・ローゼン著小栗史朗訳『公衆衛生の歴史』（第一出版、1974年）V・VI章が手引きとなろう。
- 162) 見市雅俊「医療と近代における人口動態」『社会経済史学の課題と展望』（有斐閣、1992年）336-67頁、ザッカーマン前掲訳書288-95頁、及びマクファーレン同上訳書24-5頁。また、M. フーコー著小林康夫ほか訳『フーコー・コレクション6：生政治・統治』（筑摩書房、2006年）288-92頁も有益である。

引用文献一覧

(邦訳書を併記している原文引用にあたっては、それが全訳である場合、原典との照合のうえで訳書の当該頁のみ付記した。また訳書からの引用に際しては幾分改訳を施したところもある。)

- [1] G.Drysdale, *The Elements of Social Science: physical, sexual, and natural religion*, 28th ed. (London: E.Truelove, 1890)
- [2] T.R.Malthus, *An Essay on the Principle of Population*, 1st ed. (London: J.Johnson, 1798)[永井義雄訳『人口論』(中央公論新社、2019年)]
- [3] T.R.Malthus, *An Essay on the Principle of Population*, 2nd ed. (London: J.Johnson, 1803)[吉田秀夫訳『各版対照人口論 I～IV』(春秋社、1948-9年)]
- [4] T.R.Malthus, *An Essay on the Principle of Population*, 3rd ed. 2 vols (London: J.Johnson, 1807) [吉田秀夫訳『各版対照人口論 I～IV』(春秋社、1948-9年)]
- [5] T.R.Malthus, *An Essay on the Principle of Population*, 4th ed. 2 vols (London: J.Johnson, 1806) [吉田秀夫訳『各版対照人口論 I～IV』(春秋社、1948-9年)]
- [6] T.R.Malthus, *An Essay on the Principle of Population*, 5th ed. 3 vols. (London: John Murray, 1817)[大淵寛・森岡仁・吉田忠雄・水野朝夫訳『マルサス 人口の原理』(中央大学出版会、1985年)]
- [7] T.R.Malthus, *Principles of Political Economy*, 1st ed. (London: John Murray, 1820)[吉田秀夫訳『経済学原理上・下』(岩波書店、1937年)]
- [8] T.R.Malthus, "Population", in *Supplement to 4th, 5th, and 6th eds. of the Encyclopaedia Britannica*, Vol.6. (Edinburgh: A & C. Constable, 1824)[箕輪伊織訳「人口の原理要論」『経済学季報』第53巻第1. 2号(立正大学経済学会、2003年) 271-353頁]
- [9] T.R.Malthus, *An Essay on the Principle of Population*, 6th ed. 2 vols. (London: John Murray, 1826)[大淵寛・森岡仁・吉田忠雄・水野朝夫訳『マルサス 人口の原理』(中央大学出版会、1985年)]
- [10] T.R.Malthus, *A Summary View of the Principle of Population* (London: John Murray, 1830)[小林時三郎訳『マルサス人口論綱要』(未来社、1959年)]
- [11] T.R.Malthus, *Principles of Political Economy*, 2nd ed. (London: William Pickering, 1836)[吉田秀夫訳『経済学原理上・下』(岩波書店、1937年)]
- [12] J.S.Mill, *Principles of Political Economy with some of their application to Social Philosophy*, 1848, 1849, 1852, 1857, 1862, 1865, 1871. in *Collected Works of John Stuart Mill*, Vol. II-III (Tronto: Univ. of Tronto Press, 1965)[末永茂喜訳『経済学原理①～⑤』(岩波書店、1959-63年)]
- [13] J.S.Mill, *On Libety*, 1859. in *Collected Works of John Stuart Mill*, Vol.XVIII (Tronto: Univ. of Tronto Press, 1977)[塩尻公明・木村健康訳『自由論』(岩波書店、1971年)]
- [14] J.S.Mill, *The Subjection of Women*, 1869. In *Collected Works of John Stuart Mill*, Vol.XXI (Tronto: Univ. of Tronto Press, 1984)[大内兵衛・大内節子訳『女性の解放』(岩波書店、1957年)]

[本稿は、2021年10月30日に開催された第46回社会思想史学会・セッション報告「社

会思想におけるリプロダクション：社会と再生産する身体」での1報告を機にまとめたものである。非会員である柳田に発表の機会を与えられたばかりか、あらゆる煩勞を一手に負って下さった後藤浩子（法政大学・経済学部教授）女史にはお礼の言葉も見出せない。また、この場を借りて、当日の予定討論役を担い、実際に多くの助言を頂いた山尾忠弘（慶応義塾大学・経済学部助教）氏、必要文献を入手する上でご支援頂いた大塚芳宏（東北学院大学・経済学部教授）氏、並びに遠隔報告に伴う煩瑣な諸事を引き受けてくれた吉野浩司（鎮西学院大学・現代社会学部教授）氏、以上の諸兄のご厚情にも心より感謝しておきたい。これらのご芳情にどれ程報いえているのか、汗顔の至りである。]